

第2次庄原市男女共同参画プラン 後期計画



令和4年4月

広島県 庄原市

～ 目 次 ～

第1章 プランの策定に当たって	1
【1】プラン策定の社会的背景	1
【2】プラン策定の趣旨	1
【3】男女共同参画社会について	2
【4】男女共同参画に関する社会の動き	3
1 「政治」分野における日本の男女格差	3
2 国の動き	4
3 広島県の動き	6
第2章 プランの概要	7
【1】プランの位置付け	7
【2】プランの期間	8
【3】プランの策定体制	8
第3章 本市の現状と課題	9
【1】数字で見る男女共同参画を取り巻く現状	9
1 人口等の現状	9
2 婚姻の状況	12
3 就労状況	13
4 女性の就業率	14
5 産業別就業者構成比	15
6 教育・保育施設の入所状況	16
7 世帯構成の推移	17
8 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）	18
9 高齢者世帯の状況	18
10 審議会等委員及び管理職に占める女性比率	19
【2】前期プランにおける取組内容と課題	20
【3】アンケート調査結果等から読み取れる課題	28
1 男女の役割分担と平等意識について	28
2 仕事における男女共同参画について	32
3 ワーク・ライフ・バランスの推進について	38
4 地域社会における男女共同参画の推進について	41
5 DV防止に向けた取組について	43
6 庄原市が力を入れるべき男女共同参画の施策について	49
【4】数値目標の中間評価	51
【5】本市の主な課題のまとめ	53

第4章 プランの基本的な考え方	55
【1】基本理念と基本目標	55
1 基本理念	55
2 基本目標	55
【2】施策の体系	56
第5章 施策の展開	57
基本施策1 働く場における男女共同参画の推進	57
基本施策2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	59
基本施策3 企画・立案過程における男女共同参画の推進	61
基本施策4 男女共同参画の意識づくり	63
基本施策5 男女共同参画に関する学習機会の充実	65
基本施策6 地域活動における男女共同参画の推進	67
基本施策7 暴力のない地域づくり（DV防止市町村基本計画）	69
基本施策8 地域で支え合う福祉のまちづくり	71
基本施策9 生涯にわたる健康づくり	73
評価指標	75
第6章 プランの推進に当たって	77
【1】庁内の推進体制	77
【2】計画の周知と市民意見の適切な反映	78
資料編	79
1 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会設置要綱	79
2 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会委員名簿（第8期）	81
3 男女共同参画社会基本法	82
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	86
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	94

第1章 プランの策定に当たって

【1】プラン策定の社会的背景

我が国においては、人口の減少、少子高齢化の急速な進行により、労働力人口の維持や生産性の向上などが大きな社会的課題となっており、そのため働き方改革の推進や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく取組が積極的に進められています。また、ICT（情報通信技術）の進化をはじめ、AI（人工知能）やIoT（モノとインターネットのつながり）といった先端技術の急速な進展は、人々の日常生活にも大きな変化をもたらしています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークや時差出勤といった働き方の変化や家庭内でのDV^{※1}や虐待被害への危惧など、日常生活に様々な影響を及ぼしており、男女共同参画への取組には、これまでとは異なる新たな対策が必要となっています。

さらに、近年、各地で頻発する大規模災害を踏まえ、防災の場における男女共同参画の更なる推進をはじめ、SDGsの達成に向けたジェンダー^{※2}平等の実現を図るなど、世界的な潮流において、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

男女共同参画の取組の推進に当たっては、このような社会情勢の動きを踏まえ、多様な発想による取組と、そのための分野横断的な視点がより一層必要となっています。

※1 【DV】「ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)」の略語で「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のこと。また、交際相手による暴力行為のことをデートDVといい、身体的な暴力のほか、大声でどなることやメールの内容をチェックすることなど、精神的な暴力も含まれる。

※2 【ジェンダー】社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

【2】プラン策定の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村男女共同参画計画として、平成19年4月に「庄原市男女共同参画プラン」を策定し、平成24年10月には「庄原市男女共同参画プラン後期計画」を策定しました。

その後の国や県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえ、平成29年3月に「男女共同参画が形成された社会 ～ わたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち～」を実現すべき姿とする「第2次庄原市男女共同参画プラン」（以下「現行プラン」という。）を策定しました。

現行プランの計画期間は、平成29年度から令和8年度の10年間となっており、中間年度に見直しを行うこととしています。この度、現行プランの前期5年間におけるこれまでの取組について、総合的な点検・評価を踏まえた中間の見直しを行い、令和4年度から令和8年度までの後期の5年間の計画「庄原市第2次男女共同参画プラン 後期計画」を策定します。

本書においては、現行プランの前期5年間の取組を「前期プラン」、後期5年間の取組を「本プラン」と表記します。

【3】男女共同参画社会について

「男女共同参画社会基本法」においては、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、次の5つの基本理念を掲げています。

本プランは、この基本理念に基づき、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現を目的としています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念※】

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保し、男女の人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩み、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

【国・地方公共団体及び国民の役割※】

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。
- 地域の特性を生かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

※「男女共同参画社会基本法」に基づき作成

【4】男女共同参画に関する社会の動き

1 「政治」分野における日本の男女格差

令和3年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は156か国中120位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い順位となっています。過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位に位置しており、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きく、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

【ジェンダー・ギャップ指数】

(156か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.846	0.999	0.964	0.760	0.892
フィンランド(2位)	0.806	1.000	0.970	0.669	0.861
ノルウェー(3位)	0.792	1.000	0.964	0.640	0.849
↓					
英国(23位)	0.716	0.999	0.966	0.419	0.775
↓					
米国(30位)	0.754	1.000	0.970	0.329	0.763
↓					
韓国(102位)	0.586	0.973	0.976	0.214	0.687
↓					
中国(107位)	0.701	0.973	0.935	0.118	0.682
↓					
日本(120位)	0.604	0.983	0.973	0.061	0.656

資料:The Global Gap Report 2021

※【ジェンダー・ギャップ指数】スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、平成12年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の見直しを経て、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画 ～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～」が閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」においては、経済や社会環境、国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを掲げ「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成を図ることとしています。

【 第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※（参考）本プランとSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本プランにおいては、これらの目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が関連する分野となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（２）女性活躍推進法に基づく計画の策定

平成 28 年 4 月に施行された「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重といった、三つの基本原則が示されています。

国は、同法の規定に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定するとともに、平成 30 年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

「女性活躍推進法」は、令和元年 5 月の改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などが定められました。

（３）配偶者暴力防止に向けた取組の推進

平成 13 年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）は、平成 25 年の改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。

また、令和元年の改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化が図られ、被害者の同伴家族も保護の適用対象となりました。

3 広島県の動き

広島県においては、令和2年度に広島県男女共同参画基本計画（第5次）として「わたらしい生き方応援プランひろしま」が策定されました。

この計画では「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現」を目指す将来像とし、次の4つの領域を定めて、様々な取組を進めています。

【広島県男女共同参画基本計画（第5次）「わたらしい生き方応援プランひろしま」】

目指す将来像
性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現

特に注力するポイント
① 性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり ② 性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革 ③ 性の多様性の尊重と県民理解の促進

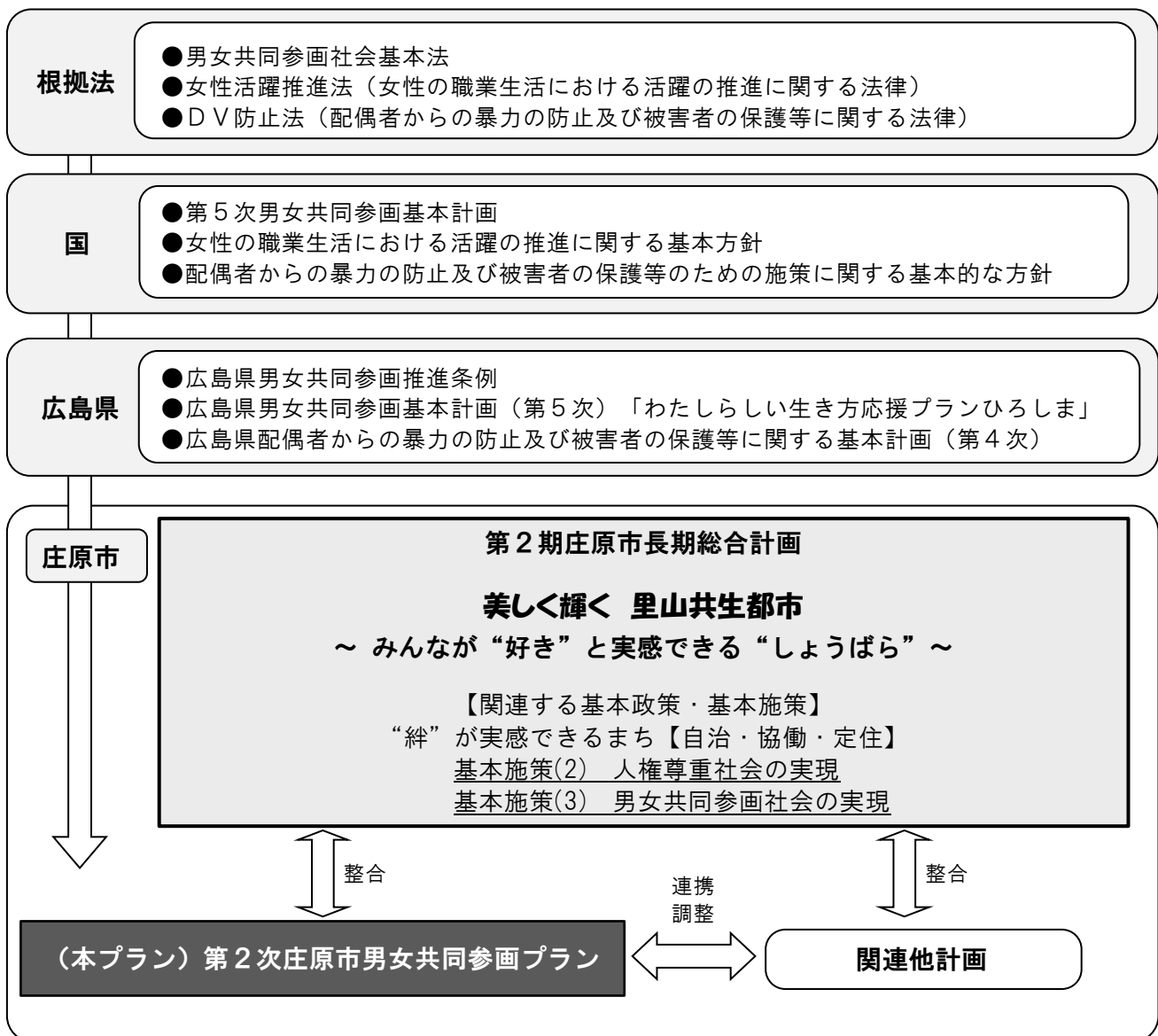
領域	基本となる施策の方向
I 仕事と暮らしの充実	1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり 2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり 3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現
II 男女双方の意識改革	1 性差に係る固定的な意識の解消 2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成
III 安心して暮らせる環境の整備	1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援 2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり
IV 推進体制の整備等	1 市町や様々な団体等との連携強化 2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

第2章 プランの概要

【1】プランの位置付け

現行プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」及び「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付けられ、「第2期庄原市長期総合計画」との整合を図るとともに、他の個別計画との連携を図ります。

【プランの位置付け】



【2】プランの期間

本プランの期間は現行プランの残りの計画期間である令和4年度から令和8年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行うこととします。

【3】プランの策定体制

1 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会

本プランの策定に当たっては、学識経験者をはじめ女性団体や地域、職域の関係者から構成される「庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会」で検討を行いました。また、委員会の場において「グループワーク※」を実施し、多様な意見や助言をいただきました。

※【グループワーク】参加者が数人ずつのグループに分かれ、事前に設定されたテーマに沿ってグループ内で自由に意見を交わし、結論や成果物を発表してもらうアイデア等を共有すること。

2 アンケート調査等の実施

本プランの策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民及び市内の高等学校に在学する生徒（第2学年）を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	庄原市 男女共同参画に関する 市民アンケート調査	庄原市 男女共同参画に関する 高校生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内の高等学校に在学する生徒 (第2学年)
調査方法	郵送配布～郵送回収	各学校を通して配布、回収
調査時期	令和3年7月	令和3年7月
有効回収数／配布数 (回収率)	679人／2,000人(34.0%)	211件／242件(87.2%)

3 自治振興区ヒアリング調査の実施

市内の自治振興区(22か所)において、地域の課題を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

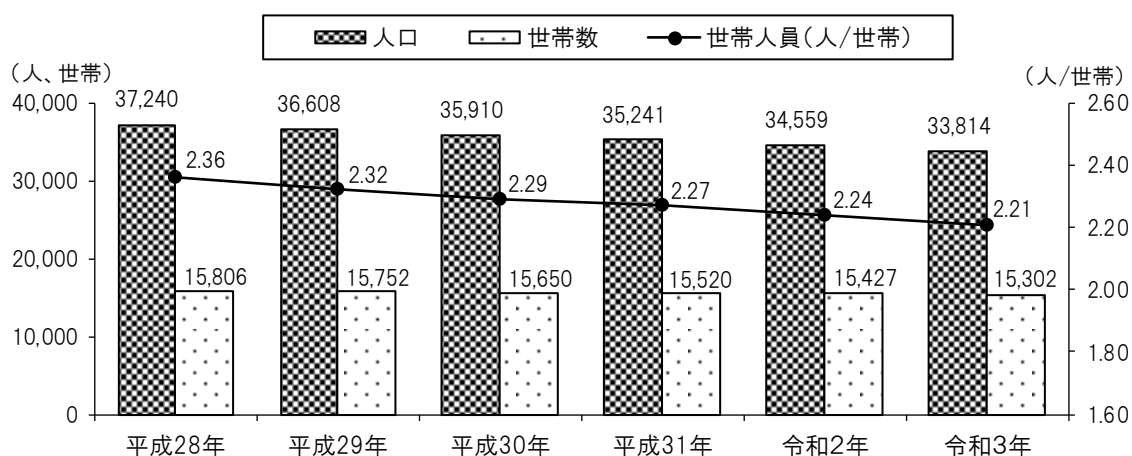
第3章 本市の現状と課題

【1】数字で見る男女共同参画を取り巻く現状

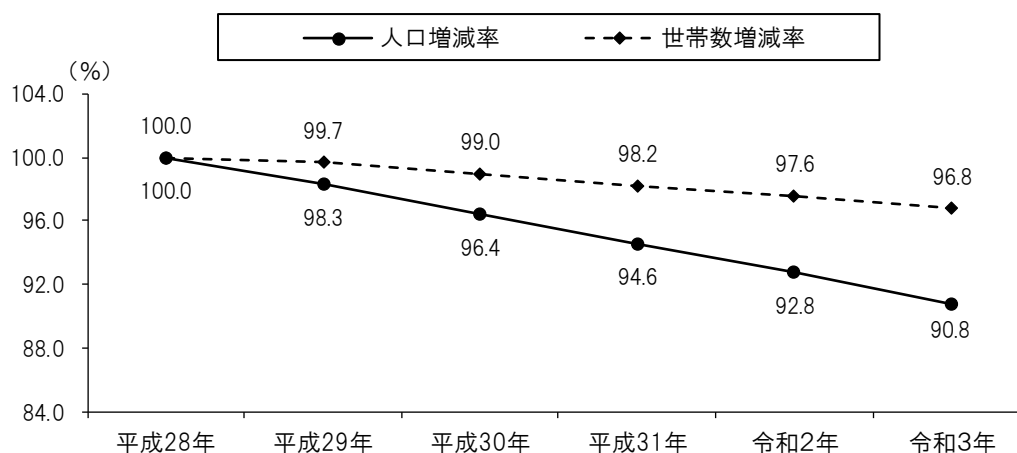
1 人口等の現状

本市の人口は、令和3年3月末日現在 33,814 人であり、平成28年から約 3,400 人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に緩やかに減少しており、1世帯当たりの世帯人員は、平成28年の 2.36 人から令和3年で 2.21 人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成28年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

● 人口、世帯数は減少傾向、小家族化が進行

出生と死亡の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過にあります。

令和2年では、前年と比較し合計705人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位:人)

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
平成30年	211	726	-515	855	1,038	-183	-698
令和元年	185	708	-523	866	1,045	-179	-702
令和2年	177	655	-478	774	1,001	-227	-705

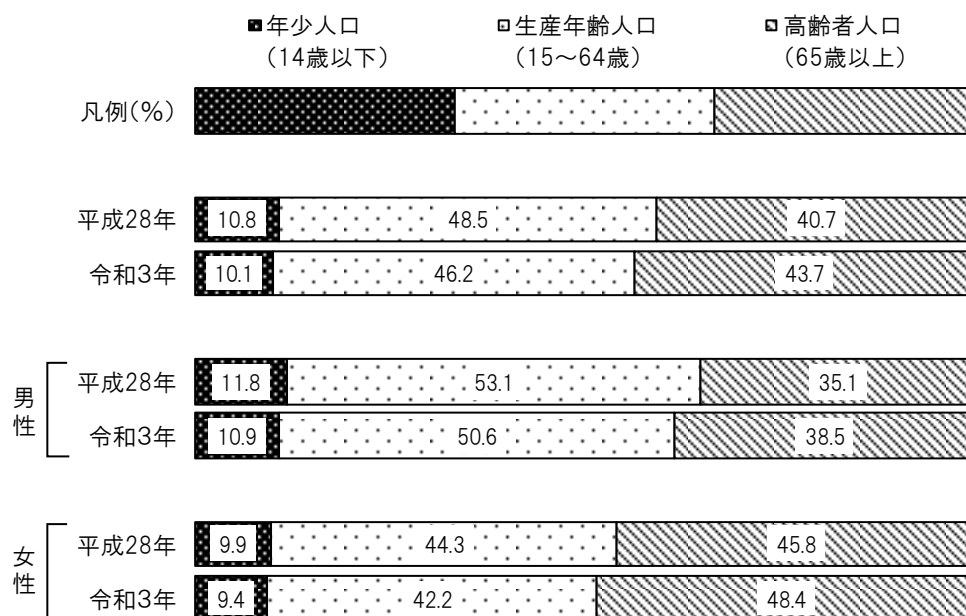
注: (c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料: 広島県人口移動統計調査報告

本市の年齢別人口構成比をみると、令和3年では「年少人口(14歳以下)」の割合が10.1%、「生産年齢人口(15~64歳)」が46.2%、「高齢者人口(65歳以上)」が43.7%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成28年の40.7%から令和3年で43.7%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、全国と同様に本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢別人口構成比】

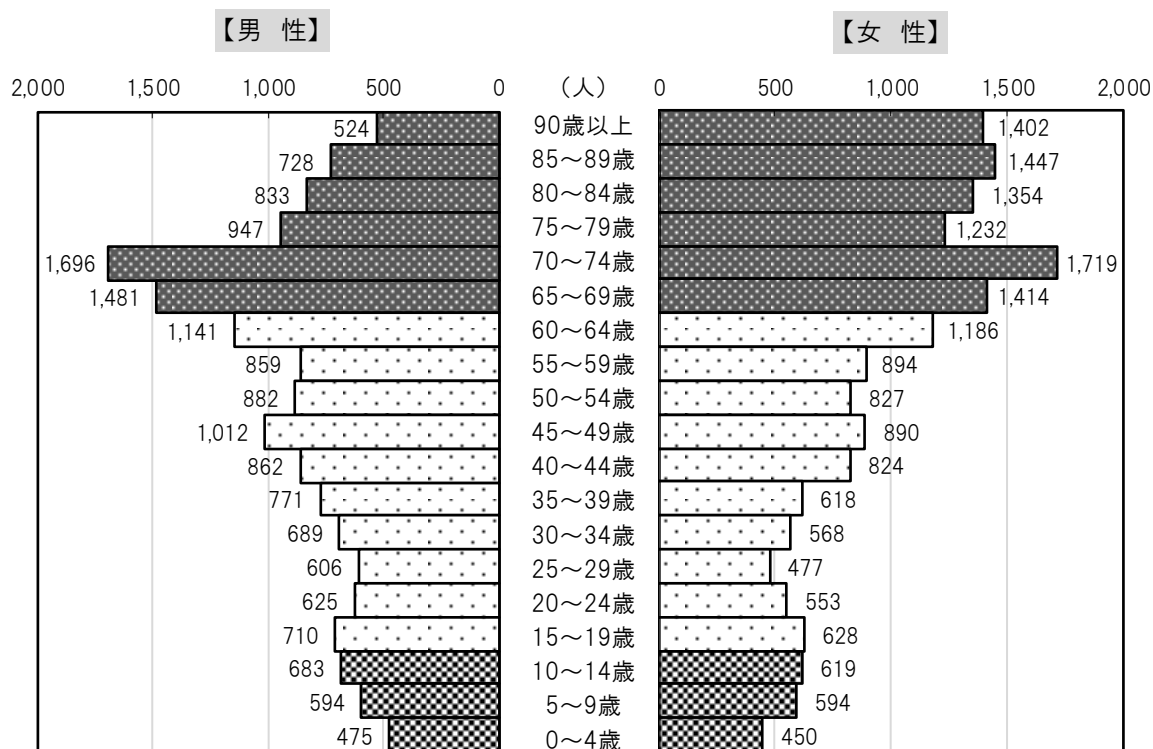


資料: 住民基本台帳(各年3月末日現在)

● 伸び悩む出生数と転出超過による人口減、少子高齢化の進行

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70歳前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】



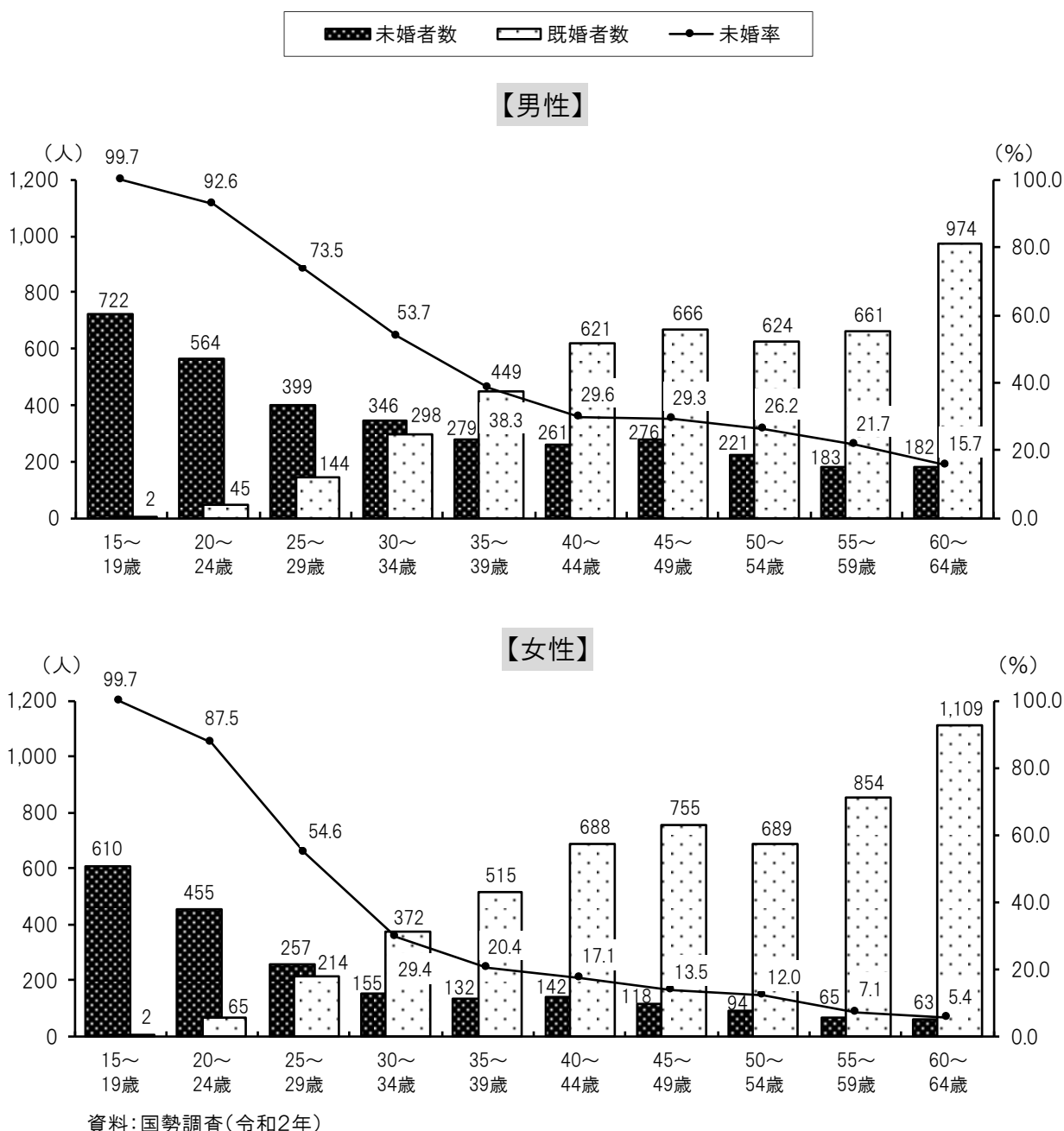
資料：住民基本台帳（令和3年3月末日現在）

● 団塊の世代以降、高齢になるほど女性の人口が男性を上回る。

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20 歳台後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30 歳台後半になると逆転することから、30 歳台が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30 歳台前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



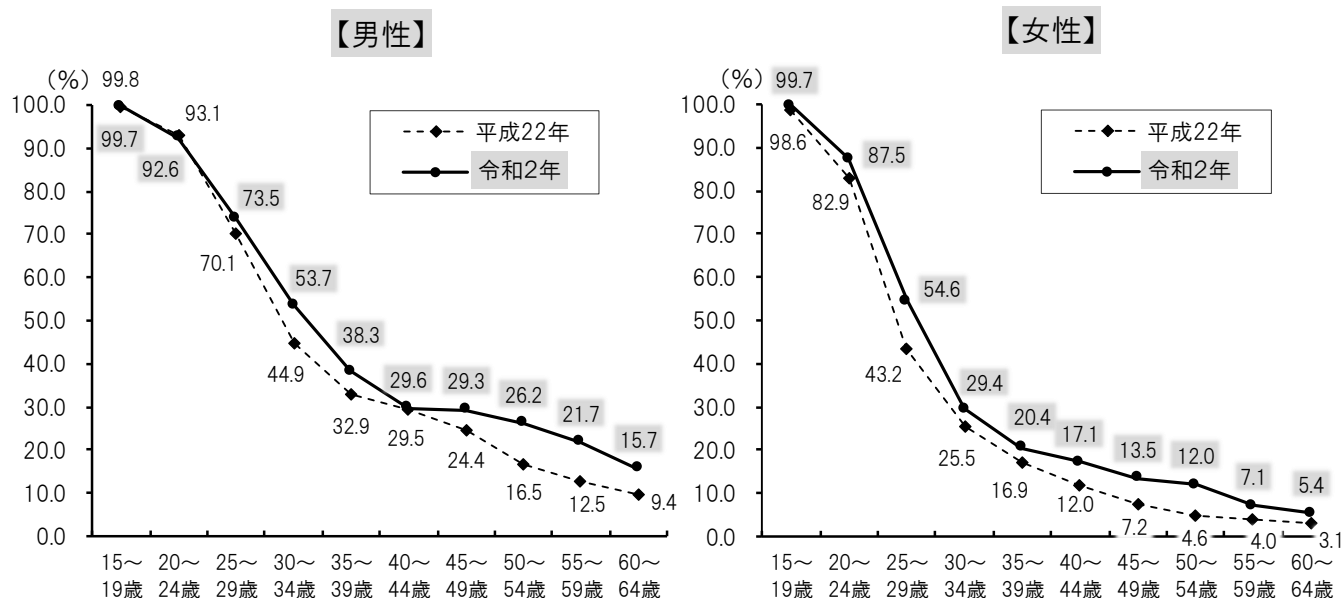
● 男性の婚姻の中心的年齢層は30 歳台後半、女性は30 歳台前半

注：国勢調査の結果について

令和2年実施の国勢調査の結果は順次公表されるため、本計画書においては現時点での最新の数値を掲載している。そのため、まだ公表されていない数値については、平成27年の国勢調査の結果を掲載している。

令和2年における本市の未婚率は、平成22年に比べ、男女共に増加しています。

【未婚率（経年比較）】



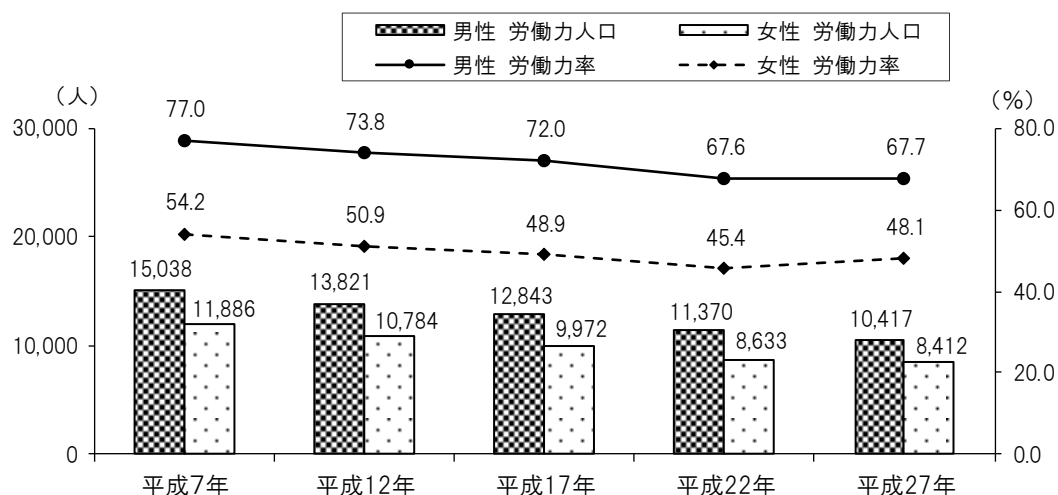
資料：国勢調査

● 男女共に未婚率が増加傾向

3 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。平成27年の女性の労働力率は増加しています。

【労働力人口・労働力率※の推移】



資料：国勢調査

※【労働力人口】15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口

【労働力率】15歳以上人口に占める労働力人口の割合(%)

● 労働力人口は減少傾向

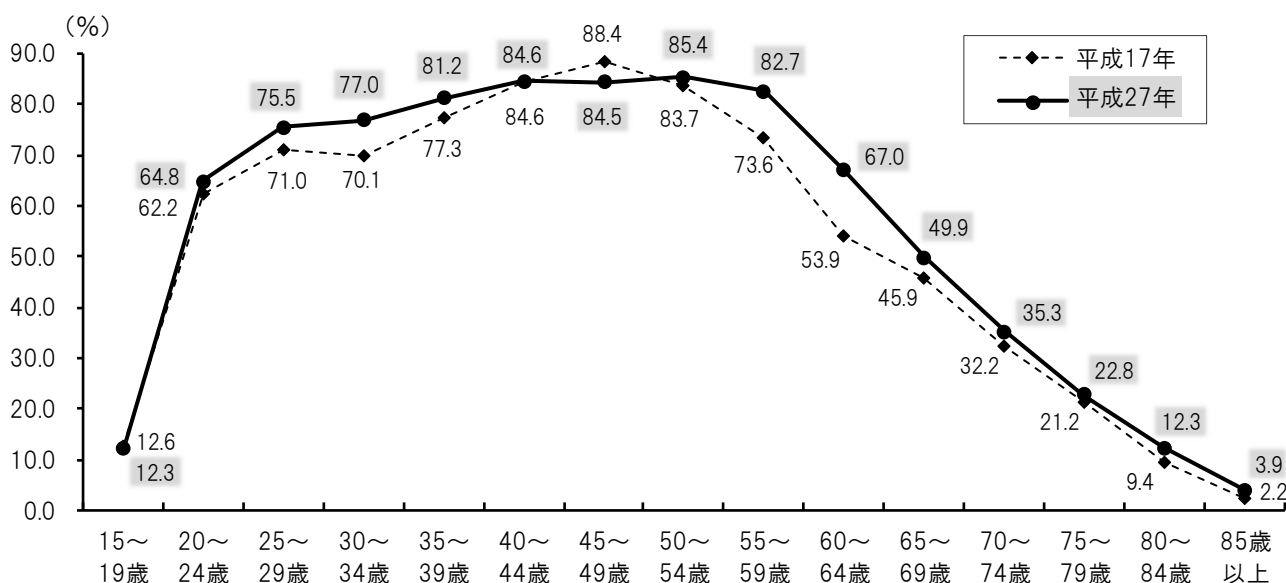
4 女性の就業率

平成 27 年における本市の女性の就業率をみると、平成 17 年に比べ増加傾向にあり、結婚して出産、育児期も働き続ける女性が増えています。また、婚姻から子育て開始時期に一旦就業率が低下する「M字カーブ※」の傾向はみられず、平成 17 年に比べ緩やかな「台形」に変化しつつあります。

また、本市の女性の就業率は、広島県や国の平均を大きく上回っています。

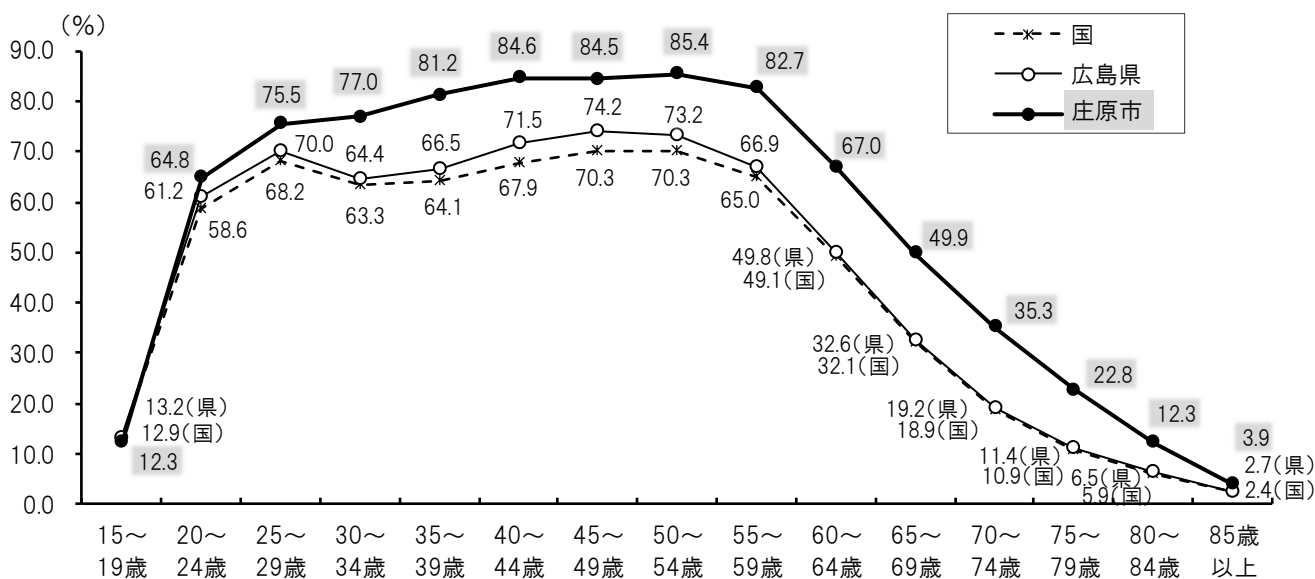
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳台前半を谷とし、20 歳台後半と 30 歳台後半が山になるアルファベットの M のような形になること。

【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査（平成 27 年）

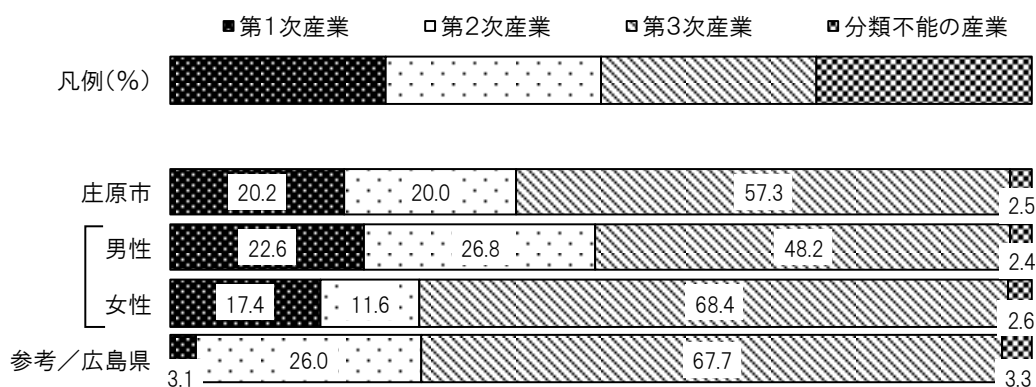
● 県平均を上回る、高い女性の就業率

5 産業別就業者構成比

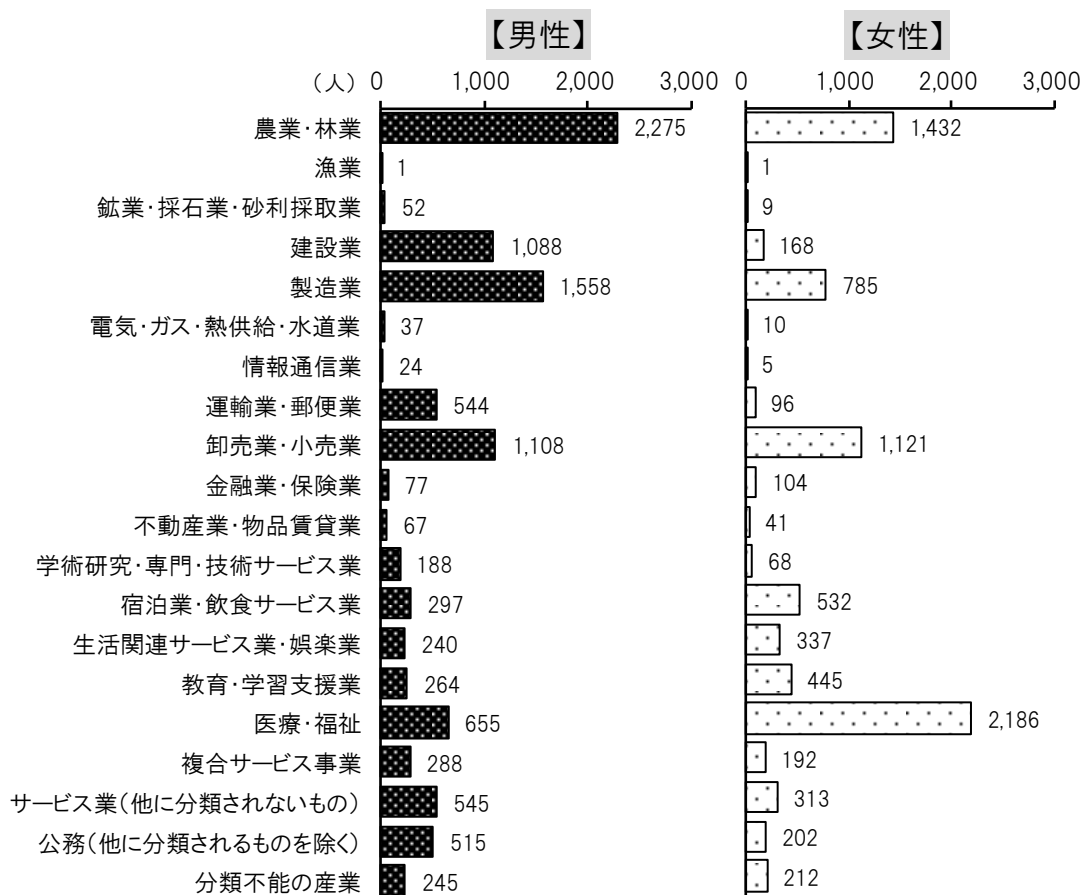
本市の産業別就業者構成比をみると、平成 27 年では第 1 次産業の割合が 20.2%、第 2 次産業が 20.0%、第 3 次産業が 57.3%となっています。広島県全体と比べ、第 3 次産業の割合は低くなっていますが、第 1 次産業の割合は広島県を大きく上回っています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」「製造業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



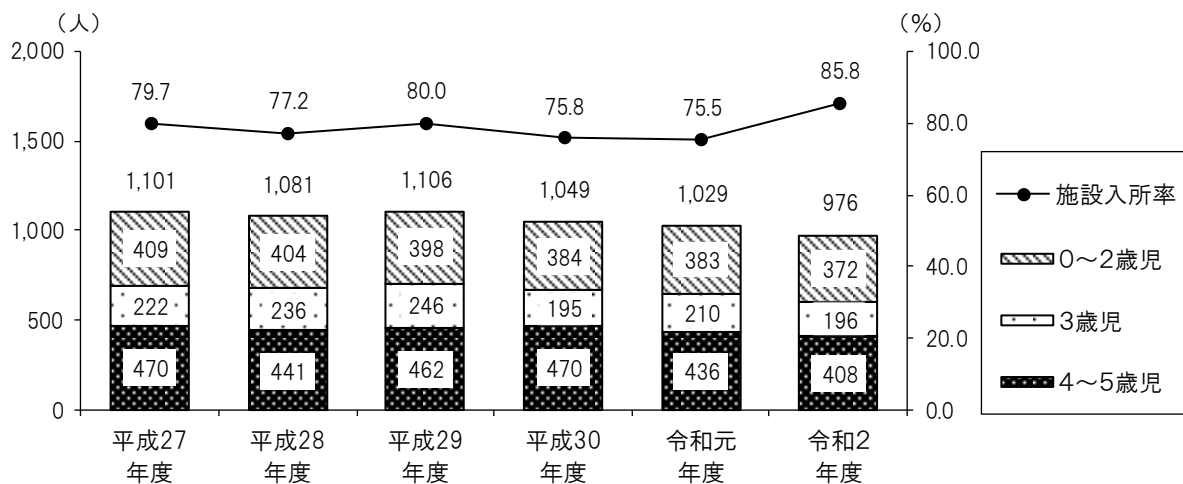
資料：国勢調査(平成 27 年)

● 男性は農業・林業や製造業、女性は医療・福祉就業者が多い。

6 教育・保育施設の入所状況

本市の教育・保育施設（幼保連携型認定こども園、保育所及び事業所内保育施設などの地域型保育施設）は 21 か所あり、入所児童数は令和 2 年度で 976 人と緩やかに減少しています。また、施設入所率は 85.8%と増加しています。

【年齢別入所児童数の推移】



【教育・保育施設の入所状況】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
教育・保育施設数(か所)		21	21	21	21	21	21
定員数(人)		1,381	1,401	1,383	1,383	1,363	1,137
児童 数 (人 別)	0～2歳児	409	404	398	384	383	372
	3歳児	222	236	246	195	210	196
	4～5歳児	470	441	462	470	436	408
合計(人)		1,101	1,081	1,106	1,049	1,029	976
施設入所率(%)		79.7	77.2	80.0	75.8	75.5	85.8

資料：児童福祉課(各年度 10 月 1 日現在)

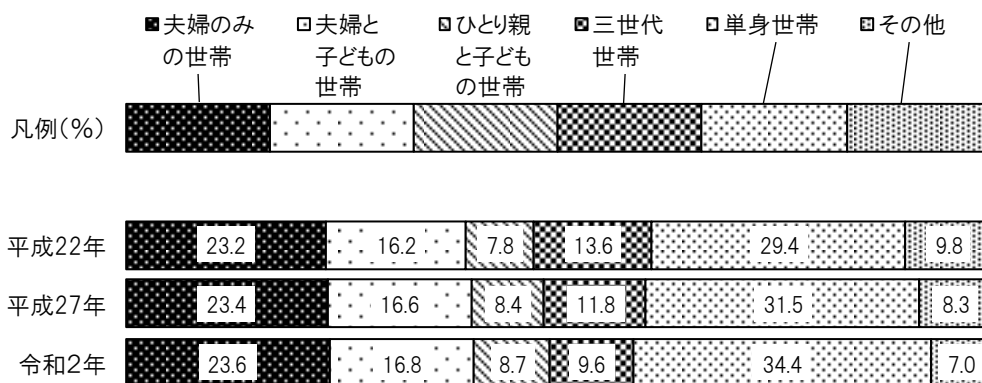
● 教育・保育施設入所児童数は、緩やかに減少する一方で施設入所率は増加している。

7 世帯構成の推移

世帯構成について、平成22年から令和2年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

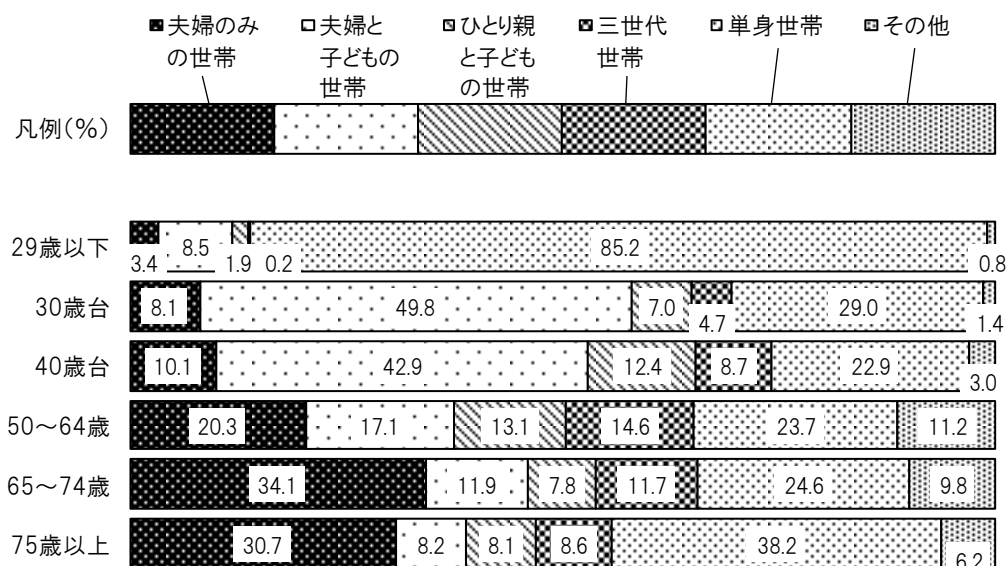
また、年齢別に世帯構成をみると、65歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29歳以下及び75歳以上で「単身世帯」の割合がそれぞれ高くなっています。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

【年齢別世帯構成】



資料：国勢調査（令和2年）

- 単身世帯等が増加、三世帯世帯は減少し、世帯規模は縮小傾向
- 加齢に伴い「夫婦のみの世帯」及び「単身世帯」の割合が増加

8 ひとり親家庭の状況（20 歳未満の子どもがいる世帯）

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2 年では 135 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
ひとり親家庭(合計)	172	166	135
母子世帯数	145(84.3%)	143(86.1%)	120(88.9%)
父子世帯数	27(15.7%)	23(13.9%)	15(11.1%)

資料：国勢調査

● ひとり親家庭の大半を母子世帯で占める。

9 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、減少傾向にありますが、高齢者単身世帯は増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成 27 年		令和2年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	14,399	100.0	13,731	100.0	-4.6
65 歳以上の高齢者のいる世帯	9,172	63.7	8,713	63.5	-5.0
高齢者単身世帯	2,422	16.8	2,441	17.8	0.8
高齢者夫婦世帯	2,148	14.9	2,145	15.6	-0.1
高齢者同居世帯	4,602	32.0	4,127	30.1	-10.3

資料：国勢調査

● 高齢者単身世帯は増加傾向

10 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

令和3年4月現在における、本市の審議会等における女性委員の比率は23.6%と、全国や広島県の平均を下回っています。女性管理職の比率は16.9%と、全国平均を上回っていますが、県平均を下回っています。

【市審議会等女性委員及び市職員女性管理職（課長相当職以上）の割合】

	審議会等委員数※			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
広島市	1,232	361	29.3	640	97	15.2
呉市	722	161	22.3	248	19	7.7
竹原市	397	115	29.0	29	5	17.2
三原市	617	177	28.7	74	7	9.5
尾道市	520	152	29.2	142	30	21.1
福山市	994	261	26.3	317	54	17.0
府中市	401	91	22.7	64	12	18.8
三次市	349	104	29.8	74	19	25.7
庄原市	309	73	23.6	59	10	16.9
大竹市	279	61	21.9	53	9	17.0
東広島市	722	222	30.7	187	50	26.7
廿日市市	572	133	23.3	141	30	21.3
安芸高田市	463	179	38.7	55	7	12.7
江田島市	302	75	24.8	48	10	20.8
府中町	254	93	36.6	40	8	20.0
海田町	194	56	28.9	43	12	27.9
熊野町	104	36	34.6	31	4	12.9
坂町	293	87	29.7	21	2	9.5
安芸太田町	193	44	22.8	28	7	25.0
北広島町	274	81	29.6	29	6	20.7
大崎上島町	267	81	30.3	12	1	8.3
世羅町	284	88	31.0	17	3	17.6
神石高原町	159	26	16.4	20	5	25.0
広島県市町平均	—	—	27.8	—	—	17.2
全国市区町村平均	—	—	27.6	—	—	16.5

※ 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(令和3年4月1日現在)

【参考】評価指数における「審議会等委員の女性の割合」については、下記の委員に占める女性の割合を算出し評価指数としている。

- (1) 地方自治法第202条の3：執行機関の附属機関は、法律や条例等で定められ、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う。(女性割合 23.6%)
- (2) 地方自治法第180条の5：執行機関として法律の定めにより設置する教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会。(女性割合 25.0%)
- (3) 要綱等により設置された委員会(女性割合 36.4%)

● 本市の審議会等における女性委員の比率及び女性管理職比率は、県の平均を下回る。

【2】前期プランにおける取組内容と課題

本市では、前期プランに基づき、啓発や講座、研修会などの取組をはじめ、男女共同参画を推進するための様々な取組を実施してきました。それらの取組は、周知啓発のみならず学校教育や生涯学習分野、商工・労働・保健・福祉分野など庁内横断的に取組を進めています。本市では、これらの取組について、毎年度、庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会において進捗管理を行い、問題点や課題をその後の取組に反映させることとしています。

ここでは、前期プランにおける三つの基本目標ごとに、事業の進捗状況を踏まえ取組の課題を整理しました。

【基本目標1】（環境づくり）男女がともに活躍できるまち

基本施策1 働く場における男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

1 事業所における男女共同参画の推進

- 市役所本庁・支所7か所でのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のパネル展を行いました。
- 広報紙によるハラスメント防止対策の強化及び庄原市企業人権啓発推進連絡協議会を通じた法律等の周知啓発を行いました。
- ハラスメントに関する人権啓発DVDを企業貸出用に準備しました。

2 自営業における男女共同参画の推進

- 広報紙やFacebookによる「男女共同参画週間」の周知・啓発を行いました。
- 農業における経営や意思決定に参画する仕組みづくりへの支援、また、家族経営協定※の推進について啓発・普及活動を行いました。

今後の主な取組課題

- 「庄原市企業人権啓発推進連絡協議会」の会員企業を増やす取組など、より効果的な普及活動に関する手法の検討が必要です。
- 性別にかかわらず、農業経営や意思決定に参画できる意識を醸成する取組の更なる推進をはじめ、家族経営協定の締結に向けた、より効果的な周知、啓発が必要です。

※【家族経営協定】家族で農業経営に関わる世帯員が十分な話し合いの元経営方針や役割分担を決め働きやすくすること。

基本施策2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【これまでの主な取組内容】

1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

- 子育てを支援するために、ファミリー・サポート・センター事業の調整窓口の設置や研修会等の実施、病後児保育や放課後児童クラブの受け入れ体制の充実を図りました。
- 放課後児童クラブを設置していない小学校区に放課後子供教室を開設しました。

2 育児・介護支援の充実

- 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、在宅高齢者や在宅の重度の要介護者への支援を行いました。
- 市内の保育所病後児支援室の整備などの保育体制の充実を図りました。

3 多様な働き方への条件整備

- 庄原市企業人権啓発推進連絡協議会を通じて、男女雇用機会均等法などの法律等の周知を行いました。
- 各種補助金を活用して、創業支援に取り組みました。

今後の主な取組課題

- ワーク・ライフ・バランスの実現や人材活用の面からも、事業所等に対して、テレワーク（在宅勤務等）など、多様な働き方への働き掛けが必要です。

基本施策3 企画・立案過程における男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

1 企画・立案過程における男女共同参画の推進

- 「女性委員がいる審議会等の割合」「審議会等に占める女性の割合」「女性委員の割合が30%以上の審議会等割合」等に配慮するよう努めました。

2 市職員における男女共同参画の推進

- 総労働時間の短縮に向けた取組や年次有給休暇の計画的な利用を促進しました。
- 人事評価制度の運用による職員へのサポートや適材適所の人員配置に努めました。

今後の主な取組課題

- 審議会等委員に女性を推薦するよう、関係団体への更なる働き掛けが必要です。
- 性別にとらわれない適材適所の人員配置と、新しい生活様式を踏まえた研修等の充実など、更なる女性の職域拡大施策の推進が必要です。

【基本目標２】（人づくり）男女がお互いを認め合うまち

基本施策１ 男女共同参画に関する情報の提供と啓発の充実

【これまでの主な取組内容】

１ 男女共同参画に関する情報提供

- 国や県が発行する情報紙を市役所窓口などに配置し、周知を図りました。
- 日本女性会議に参加し、研修を受講し情報収集するとともに、関係団体と連携を取ることができました。
- （公財）広島県男女共同参画財団「エソール広島」が開催するオンライン講演会等に参加しました。

２ 男女共同参画に関する意識啓発

- 「男女共同参画・人権啓発映画上映会」「市民啓発研修会」「パネル展」等を開催しました。
- 文字の大きさや見やすくしたチラシ等の作成、曜日や時間帯に配慮した住民告知放送など、分かりやすい広報に努めました。
- 保育所において、性別による区分のない環境づくりや保育を行い、男女共同参画の視点が分かる方法を保護者へ周知しました。

３ 家庭生活における男女共同参画の推進

- 家族介護教室等を開催し、介護者相互の交流やリフレッシュの機会を設けるとともに、男性高齢者対象の料理教室の開催など、男性も参加しやすい集いの場づくりを支援しました。
- 性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成やワーク・ライフ・バランスの浸透を図るため、父子健康手帳等を配布するとともに、夫婦で申請がしやすいよう、土曜出張相談時にも母子健康手帳の交付申請が行えるようにしました。
- 商工会議所へ向けたチラシ等を活用して、男性の育児参加を促進するとともに、妊娠期からの男性の子育て参画などの意識啓発を行いました。

今後の主な取組課題

- より多くの市民へ周知するため、国や県の男女共同参画に関する継続的な情報収集と提供が必要です。
- 新しい生活様式を踏まえた、啓発事業等の開催の検討が必要です。
- 参加者が固定化しないように、地域講座など啓発事業へのより幅広い参加促進が必要です。
- 男女共同参画事業の周知及び啓発手段の多様化を検討する必要があります。
- 市内事業者や市民に介護休業制度の周知が必要です。

基本施策2 男女共同参画に関する学習機会の提供と教育の充実

【これまでの主な取組内容】

1 男女共同参画に関する教育の推進

- 保育所での生活と遊びについて、異年齢・異文化交流及び個別的・合理的配慮に取り組み、体験的な学びの機会を設けました。
- 多種多様な地域の人々と、保育所との交流や保育への参画を進め、職員研修会で取組内容の実践、発表を行い、地域の特性を生かした保育を推進しました。
- 小中学校道徳科で「集団や社会との関わりに関する内容」と、男女の友情・信頼に関連する教材を年間指導計画に位置付け、発達段階に応じた系統的な指導を行いました。

2 男女共同参画に関する多様な学習機会の提供

- L G B T※等の今日的な課題について触れる「人権教育研修会」を実施し、人権感覚の重要性について教育しました。
- 男女共同参画地域講座や、父親が参加しやすい土曜・日曜日に設定したファミリング講座を開催しました。
- 人権DVDを活用した学習などを開催し、学習機会を提供しました。
- 子育て支援センターと自治振興区、地域と連携して、地域の伝統文化を伝える講座などを開催し、世代間交流を図りました。

※【LGBT(Q+)】Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning(クイアやクエスチョニング、自認する性が定まらない人などの総称)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称

今後の主な取組課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、体験活動の自粛や中止などがあり、新しい生活様式を踏まえた、キャリア教育の推進につながる体験活動の充実を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で学習機会を提供できない状況もあったことから、新しい生活様式を踏まえた学習機会の確保について開催方法や開催場所などを検討する必要があります。

基本施策3 社会活動における男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

1 地域活動における男女共同参画の推進

- 女性がまちづくりに参画する意義や固定的な性別役割分担意識の解消などについて、啓発を推進するため、関係団体と連携し講座の開催や学習支援などに取り組みました。
- 自治振興区等の研修会などを通じて、研修会の企画立案・実施などの支援を行いました。

2 さまざまな分野への女性の参画の推進

- 地域防災計画の改定作業において5名の女性委員を任命し、女性視点の意見反映に努めました。
- 市総合防災訓練へ女性消防団員が参加するとともに、ひとり暮らし高齢者の住宅防火査察に女性団員が同行するなど、活動の幅を広げています。
- 庄原市の観光事業者等と連携し、女性の視点をはじめ多様なニーズを踏まえた魅力ある情報発信に取り組みました。

今後の主な取組課題

- 女性がまちづくりに参画する意義や「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担の解消などについて、啓発を推進する講座の開催や学習支援などの取組を進める必要があります。
- 講座等における発表や研修会の開催方法の見直しをはじめ、参加者が意見を出しやすい雰囲気づくり、女性がまちづくりに参画する意識の醸成、実践的な講座の開催などを進めるとともに、地域を担うリーダーの育成を図る必要があります。
- 女性をはじめ幅広い層を対象とした消防団員の確保に向けた取組が必要です。
- 性別にかかわらず多様なニーズを調査・分析し、新しい生活様式に対応した観光地域づくりの推進が必要です。

【基本目標３】（安心づくり）男女がともに支え合うまち

基本施策１ 暴力のない地域づくり

【これまでの主な取組内容】

１ あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

- 広報紙や市のホームページによる啓発と、DV防止講演会などの開催や保育所職員研修を実施しました。
- 市内中学校の「いのちの学習」で、デートDV相談先カードの配布と保健師による説明を行いました。また市内高等学校でデートDVに関する講演会を開催しました。

２ 相談体制の充実

- DVに関して広報紙や市のホームページで相談窓口を周知するとともに、専門知識を持つ女性相談員を配置し、法テラス（日弁連）や警察、地元弁護士と連携を密に取りながら現状に合った相談を行いました。
- 要保護児童対策地域協議会と連携した「DV防止ネットワーク協議会」を設置し、人権に配慮した相談体制の充実を図りました。
- 各種相談員や保健師・ケアマネジャー等の専門職や関係団体と連携しながら、相談業務を行いました。

３ 被害者支援体制の充実

- 被害者の安全確保に努めるとともに、自立に必要な情報等の収集・提供を行い、被害者を支援しました。
- 法テラス（日弁連）弁護士や裁判所事務員、他市町女性相談員等と情報を共有するとともに専門的知識の習得を図りました。

今後の主な取組課題

- DV防止に関する継続的かつ計画的・効果的な啓発に向け、幅広い年齢層に向けた啓発方法や学校との連携が必要です。
- 適切な被害者支援に向けて、相談支援の充実と関係機関との連携の強化が必要です。
- 情報収集と情報提供を推進し、関係機関との連携で被害者の安全の確保を図るとともに、専門知識や支援技術の習得の促進が必要です。

基本施策2 地域で支え合う福祉環境づくり

【これまでの主な取組内容】

1 高齢者への支援

- 高齢者虐待の対応マニュアルを見直すとともに、民生委員・児童委員やひとり暮らし高齢者等巡回相談員と連携し、早期発見と支援に努めるとともに、高齢者虐待防止研修会を開催しました。
- 介護予防事業では、シルバーリハビリ体操の普及啓発を図るとともに、地域での支え合い活動を支援し、健康づくり、生きがいくりのための社会参加を推進しました。
- 高齢者の社会参加を促すため、シルバー人材センターの運営を支援しました。

2 障害者への支援

- 「障害者総合支援法」に基づく事業の実施、障害者福祉サービスの充実に努めました。
- 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るため、地域生活支援拠点事業に係る要綱を制定しました。
- 虐待の未然防止や早期発見、早期対応などの取組ができる体制の維持に努めました。

3 地域福祉の推進

- 社会福祉協議会が実施する「かけはし」や「法人後見」事業の運営を支援しました。
- 自治振興区から推薦されたひとり暮らし高齢者等巡回相談員を配置し、定期的な訪問等による安否確認を行い、見守り等の支援を図りました。
- 家庭児童相談員を配置し、要保護児童等への個別の相談支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を開催しました。
- ひとり親家庭へ資金貸付の案内や高等技能訓練促進事業の活用を図りました。

今後の主な取組課題

- 高齢者の介護予防や地域での支え合い活動の支援の充実、虐待防止に向けた取組や高齢者の社会参加の促進が必要です。
- 障害者の生活を地域全体で支える体制の整備や虐待の未然防止、早期発見・早期対応等適切な支援を継続するとともに、成年後見制度の周知・利用促進が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、生活困窮者からの多様な生活課題に関する相談が増加しており、支援が必要です。
- ひとり暮らし高齢者及び要保護児童等に対する相談対応、児童虐待やDV防止の啓発、ひとり親家庭への支援が必要です。
- ひとり暮らし高齢者等巡回相談員や家庭児童相談員等による、相談支援体制の充実が必要です。

基本施策3 生涯における男女の健康づくり

【これまでの主な取組内容】

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

- 子育て世代包括支援センターを設置し、職員や助産師・保健師・保育士・社会福祉士の専門職による妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行いました。
- 妊婦訪問や新生児訪問など適切な時期に必要な支援を行うとともに、幼児健診では、保育所等関係機関と連携しながら、早期発見と事後フォローに努めました。
- 産婦健康診査を2回に拡充し、心身の不調になりやすい時期に健康管理を行い、医療機関連携による訪問など、早めの支援を行うことができました。
- 不妊治療助成や乳幼児等医療費助成制度、ひとり親等医療費助成制度を実施し、出産を希望する人や子育て家庭に対して支援を行いました。

2 生涯にわたる健康づくり

- 「庄原血管いきいきプロジェクト」として、高血圧予防や糖尿病予防など生活習慣病予防に取り組めました。
- ピンクリボンキャンペーン実行委員会と、がん検診の普及に関するパネル展示を行い、女性に特有ながんの予防に努めました。
- 喫煙の害や受動喫煙防止対策に関する普及活動を行い、中学校と県立高校にポスターを掲示し、禁煙に向けた啓発を行いました。
- 小学校で「集団や社会とのかかわりに関する内容」を年間指導計画に位置付け、発達段階に応じた系統的な指導を行いました。
- 体力向上事業や障害者スポーツ体験会を実施するとともに、スポーツ推進委員と連携した出前トークを行い、高齢者・若年者にニュースポーツや軽スポーツの参加促進を図りました。

今後の主な取組課題

- 「子育て世代包括支援センター」を中心とした支援体制の充実が必要です。
- 高血圧予防や糖尿病予防の取組、がん検診の普及、喫煙の害や受動喫煙防止対策の更なる普及活動等が必要です。
- 中・高校生に対する喫煙の害等に関する啓発や小学校での発達段階に応じた系統的な指導が必要です。
- ニュースポーツや軽スポーツの参加を促進するとともに、障害者スポーツの普及が必要です。

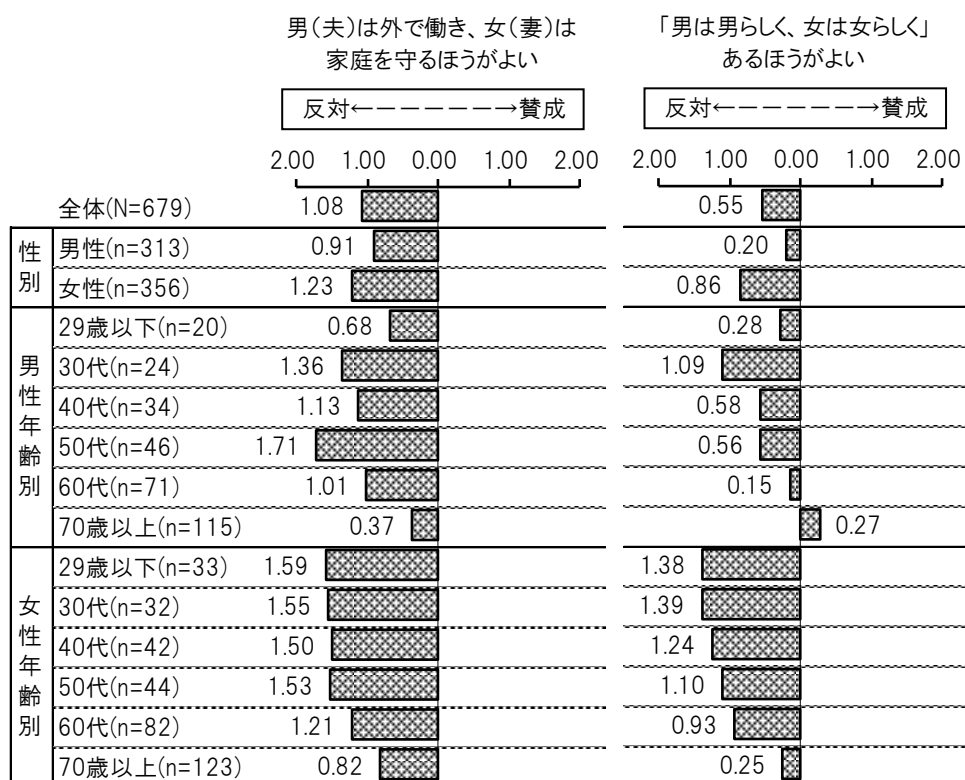
【3】アンケート調査結果等から読み取れる課題

1 男女の役割分担と平等意識について

【市民アンケート調査結果より】

- 「男（夫）は外で働き、女（妻）は家庭を守るほうがよい」や「男は男らしく、女は女らしくあるほうがよい」については、全体としては反対意識が高いものの、年齢が上がるほど賛成意識が増える傾向にあり、年齢による意識差が顕著にみられます。

【家庭生活と男女の役割について】



注1：上記の数値は平均評定値

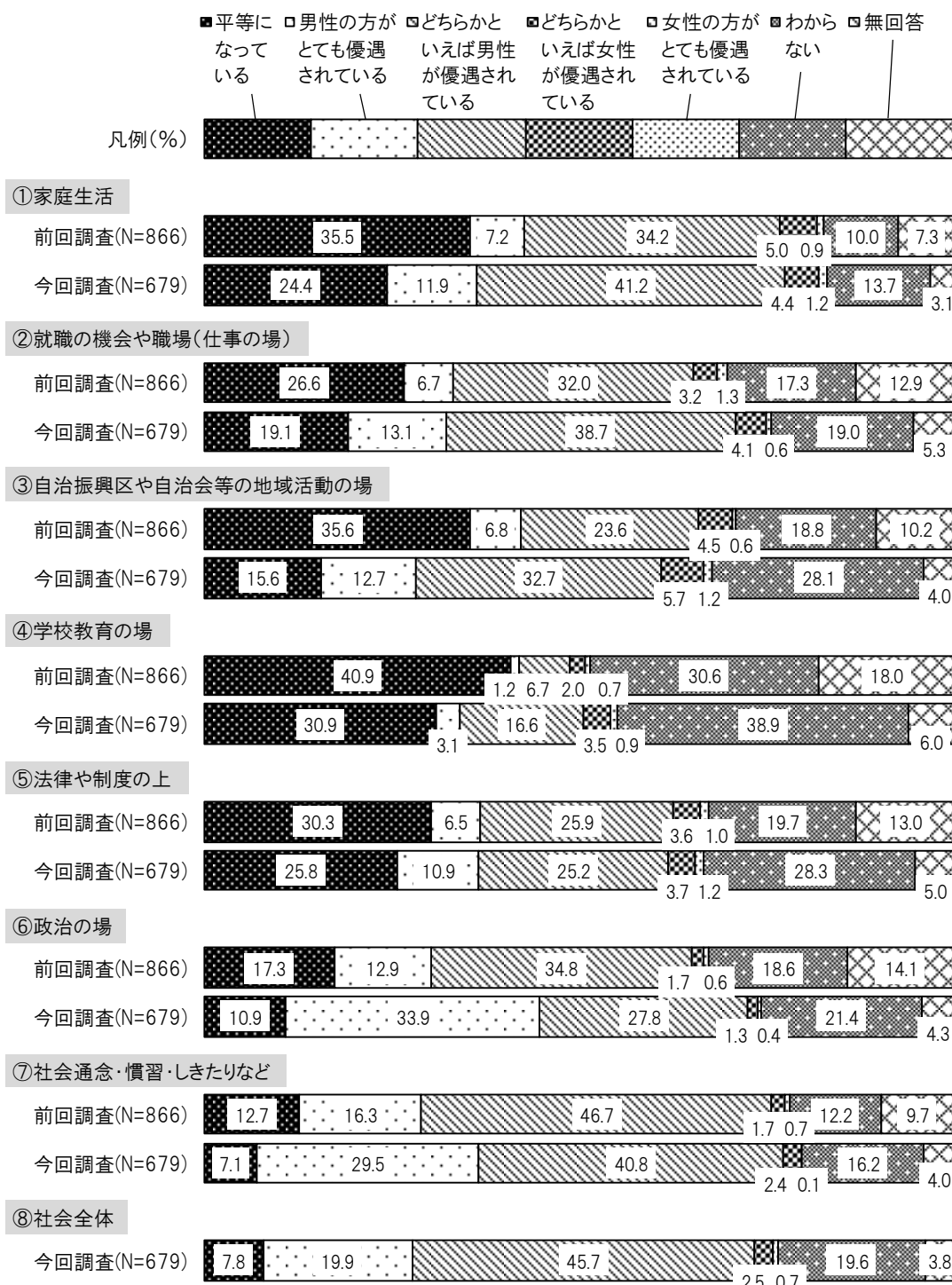
平均評定値とは、「そう思う」から「そう思わない」までの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値で、グラフ上では左側が反対、右側が賛成を示す指標である。

注2：図表に示すNは、比率算出上の基数（標本数）で、全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記している。

図表中における性別などのクロス集計結果については、該当する属性等の設問に対する「無回答者」を除いて表記しているため、属性ごとの基数(n)の合計と全体の基数(N)は一致しない場合がある。（以下同様）

- 男女の平等意識については「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」では男性優遇意識が非常に高く、5年前に実施した前回調査結果に比べ「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」では男性優遇意識の割合が増加し「平等」への回答が減少しています。

【男女の平等意識】

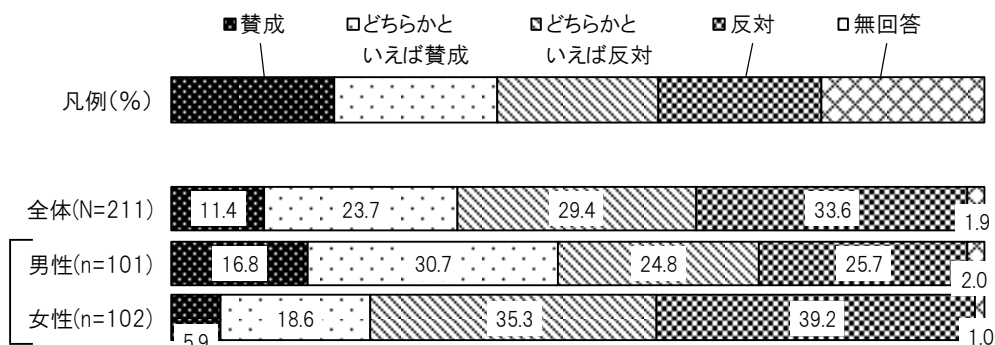


注：⑧社会全体については、前回調査はしていない。

【高校生アンケート調査結果より】

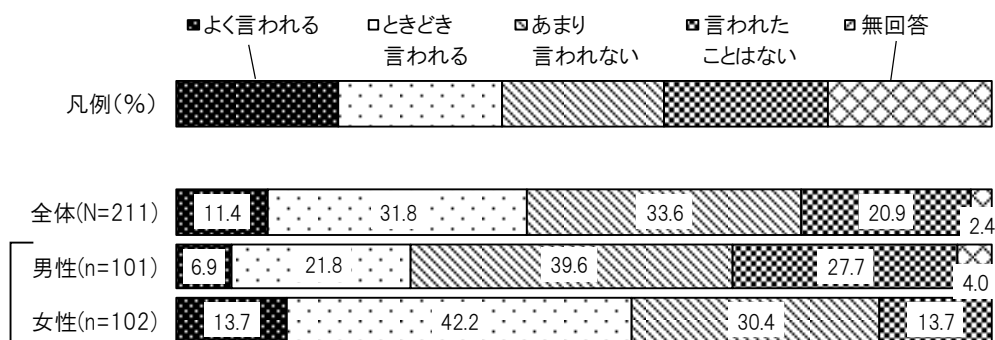
- 「男は男らしく、女は女らしくあるほうがよい」については反対意識が賛成意識を上回っていますが、女性は男性に比べ反対意識が高く、男性は賛成意識が高くなっています。

【「男は男らしく、女は女らしくあるほうがよい」について】



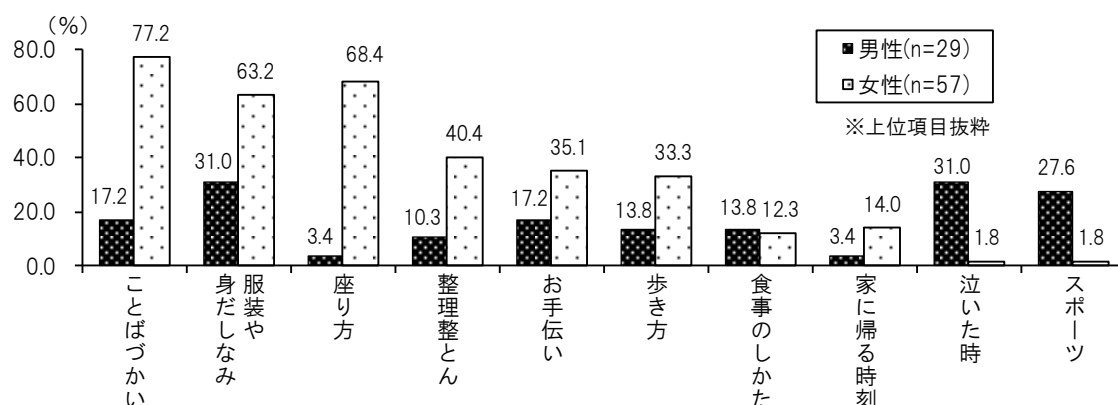
- 周囲からの性別を意識した発言を受けた経験については、男性で約3割が「言われる」と回答しているのに対し、女性では半数以上を占めており、男性を大きく上回っています。

【性別を意識した発言を受けた経験】



- 性別を意識した発言について、特に女性は「ことばづかい」「服装や身だしなみ」「座り方」「整理整とん」などで発言を受けている割合が高く、男性は「泣いた時」や「スポーツ」などが高くなっています。

【性別を意識した発言について】



【自治振興区ヒアリング調査結果より】

- 「男らしく、女らしく」という意識は、子どもより親や教師の方にその意識が強い気がする。「男の子は泣かない」「女の子らしく片付けを」など、自然に言葉が出ることもある。
- 「家事は女性」という意識を、会話の中で感じることもある。「男は仕事・農業、女は家事・育児」という考え方が自然の流れのようになっている。
- 本当に啓発したい年齢層に届いていない。

【グループワーク等による委員からの意見】

- 自治振興区に女性の役員が少ない。男性についていけない、受けることができない現状を感じている。
- 女性の社長が少ないように感じる。女性議員が少ない。
- 男女共同参画に前向きでない人への対応を考えないといけない。

【今後の課題】

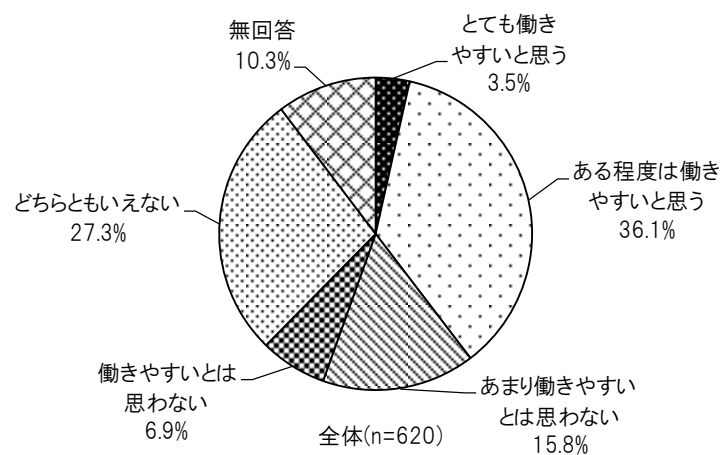
- 「男は外で働き、女は家庭を守るほうがよい」や「男は男らしく、女は女らしくあるほうがよい」に代表される「固定的な性別役割分担意識」が依然として根強く、年齢による差が顕著にみられます。男女共同参画社会を実現するために、継続的な意識啓発への取組が必要です。
 - 保育・教育の場をはじめ、幅広い年齢層を対象とした生涯学習の場など、意識の醸成を目的とした学習機会の充実が必要です。
 - 女性や子ども、高齢者や障害者をはじめ性的マイノリティなど、様々な分野における人権課題に関して、正しい理解を促進するための取組が必要です。
-

2 仕事の場における男女共同参画について

【市民アンケート調査結果より】

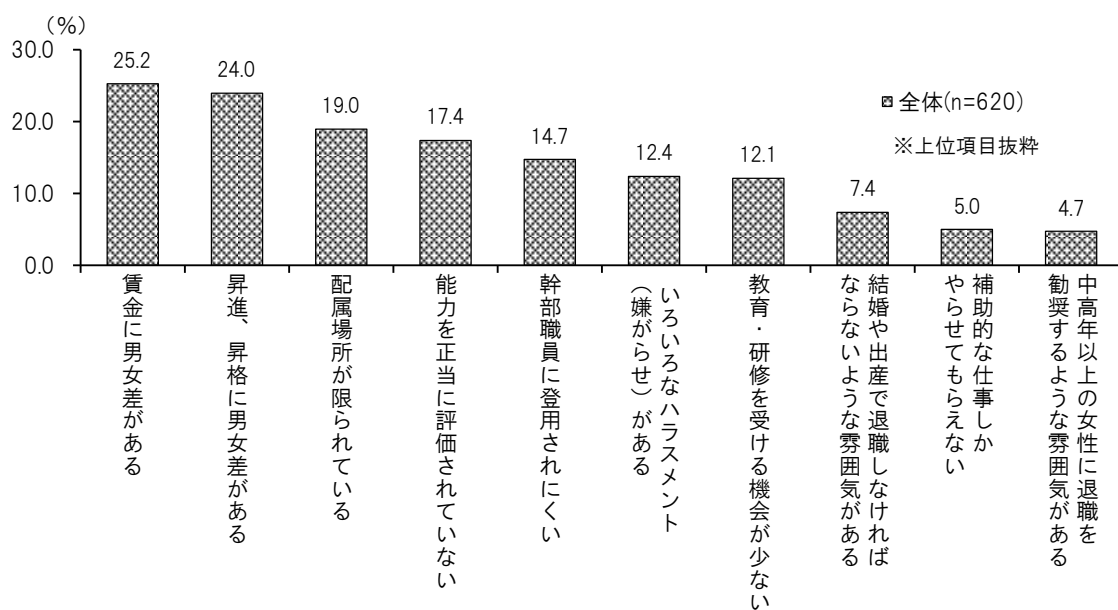
- 全体の約4割が、現在の庄原市では女性は「働きやすい」と回答しており、「働きやすいとは思わない」は約2割となっています。

【庄原市での女性の働きやすさ】



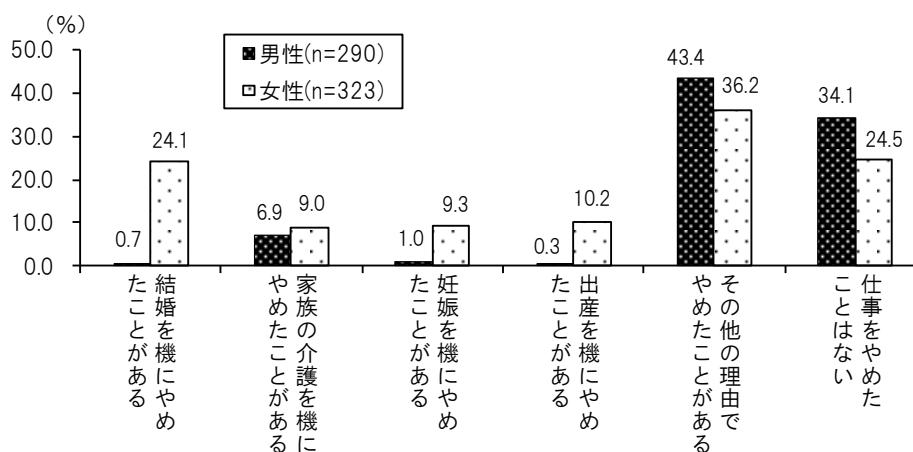
- 仕事の内容や待遇面での男女差については「賃金の男女差」や「昇進、昇格の男女差」が上位に回答されています。

【仕事の内容や待遇面での男女差】

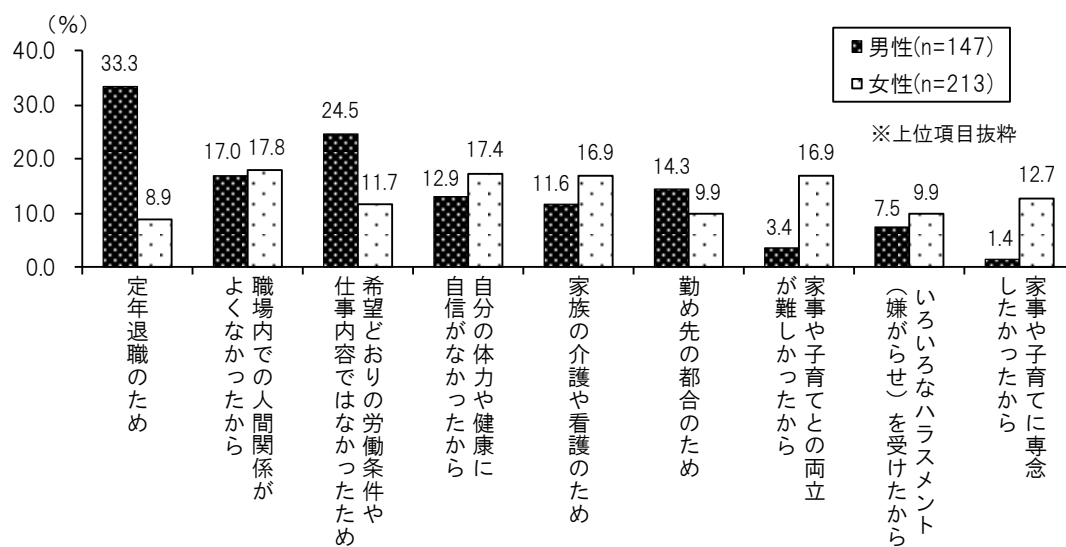


- 妊娠や出産、家族の介護を機に仕事をやめた経験がある女性の割合は、それぞれ1割程度となっていますが、退職した理由をみると女性では「家事や子育てとの両立が難しかったから」が男性を大きく上回っています。

【退職の経験】

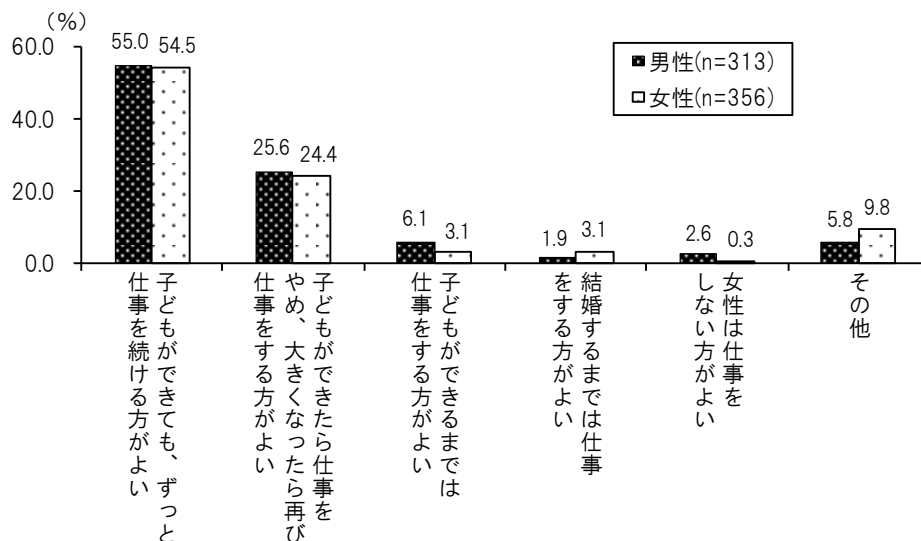


【退職した理由】



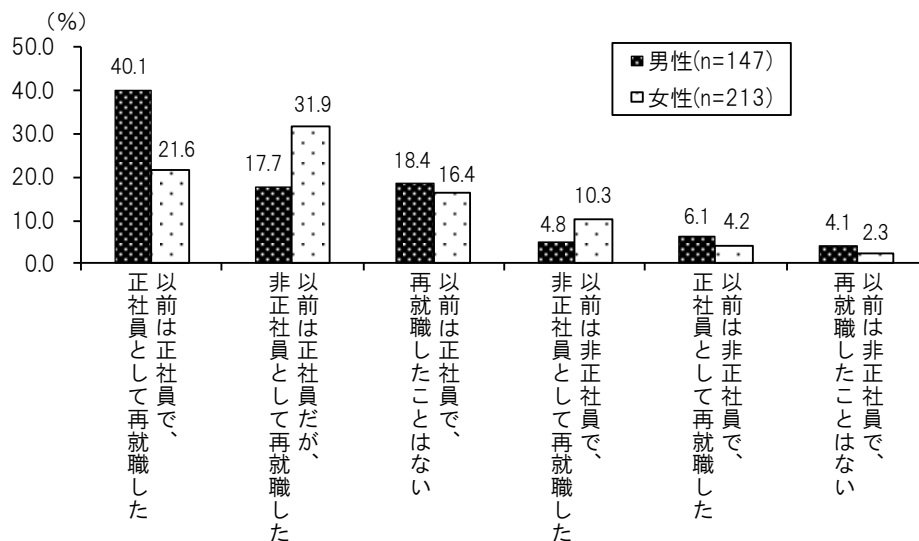
- 女性の望ましい働き方をみると、男女共に「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」とする考え方が最も多く、継続的な就労ニーズがうかがえます。

【望ましい女性の働き方】



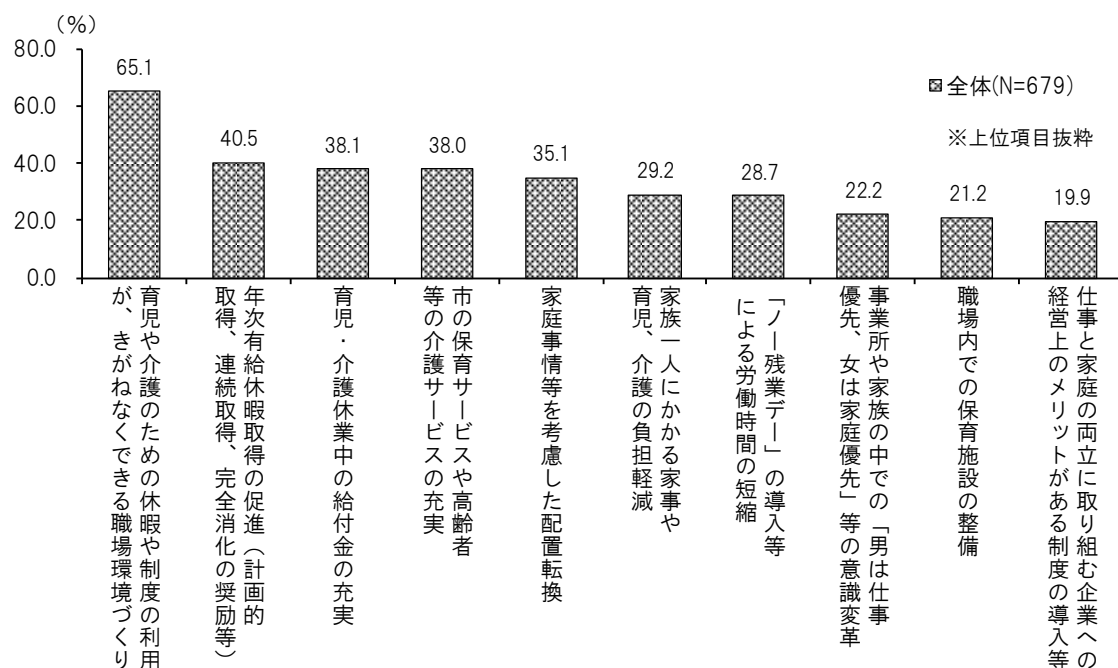
- 再就職について、男性は正社員としての再就職が多くなっていますが、女性は非正社員としての再就職が男性を大きく上回っています。

【再就職の経験】



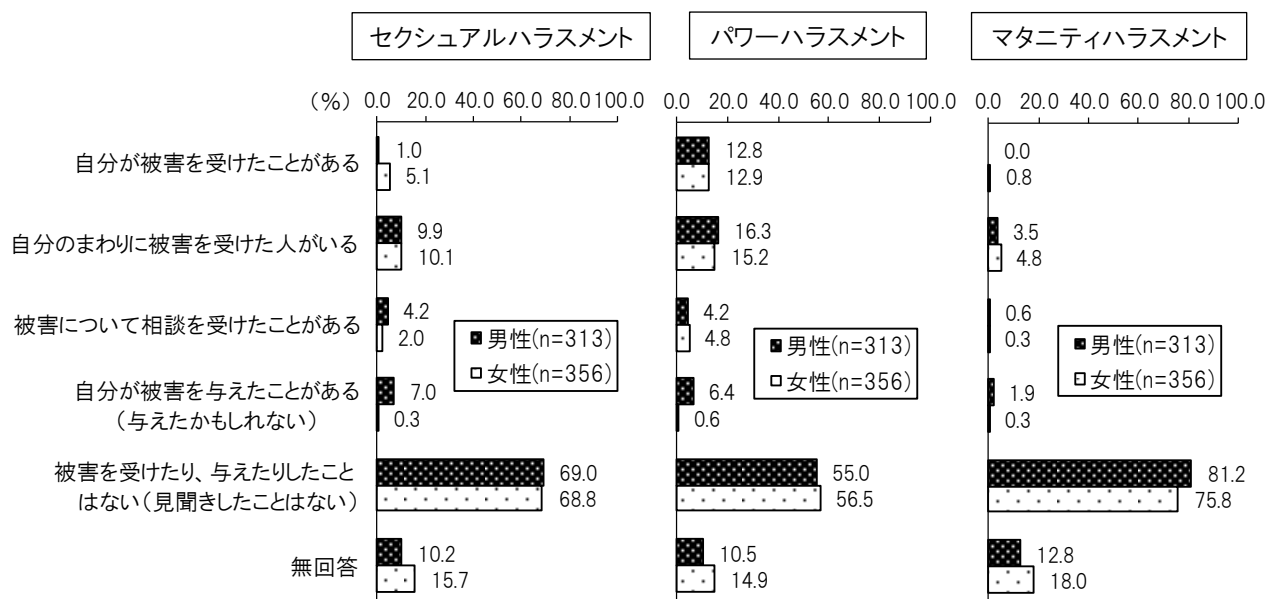
- 仕事と生活を両立するためには「育児や介護のための休暇や制度の利用が、きがねなくできる職場環境づくり」が最も必要とされています。

【仕事と生活を両立するために必要な支援】



- セクシュアルハラスメントについて「自分が被害を受けたことがある」割合は女性が高く、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについて「自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)」割合は男性が高くなっています。

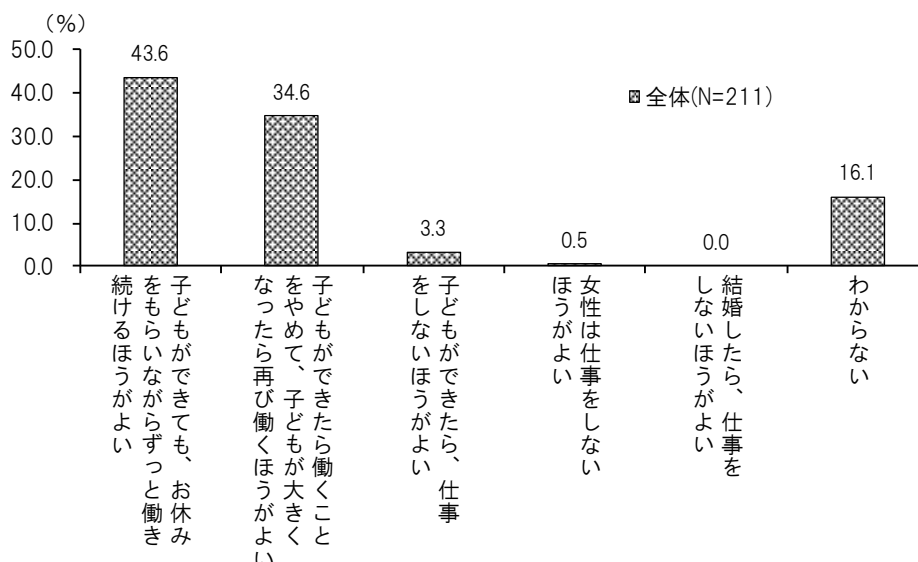
【各種ハラスメントに関する経験】



【高校生アンケート調査結果より】

- 望ましい女性の働き方としては、4割以上が「子どもができて、お休みをもらいながらずっと働き続けるほうがよい」と回答しているものの、「子どもができたらか働くことをやめて、子どもが大きくなったら再び働くほうがよい」も3割以上みられます。

【望ましい女性の働き方】



【自治振興区ヒアリング調査結果より】

- 育休を取得すると「仕事に穴をあけてしまう」「復帰できるのか」といったことを考えてしまうため、復帰よりも退職を選んでしまう。
- 育児休業、介護休業を取得したい人は多いが、特に中小企業では、取得できている人が少ないのではないかな。
- セクハラやパワハラについては、無意識のうちに出してしまっている可能性もある。こういったことがあるということを忘れないこと、自覚しておくことが大切。時間をかけてでも啓発をしていくしかない。

【グループワーク等による委員からの意見】

- 市内には大企業が少ないので、福利厚生面が弱い。
- 以前に比べて、職場でのコミュニケーションが減っていると感じる。
- 定期的な研修会や勉強会を開き、パワハラやセクハラのない職場づくりが必要と思う。

【今後の課題】

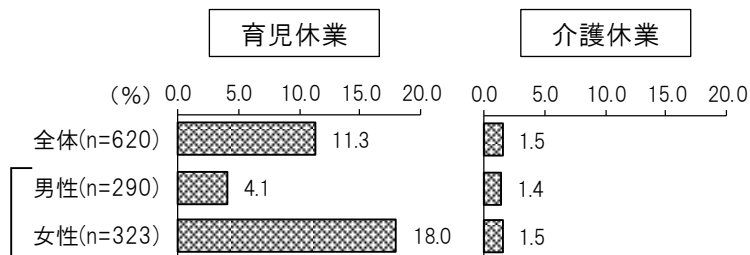
- 結婚や妊娠、出産や家族の介護など、ライフステージの節目では、個人の置かれている状況において多様な働き方が選択できるよう、環境を整備していくための取組が必要です。
 - 男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方の促進に向けた、事業所等への働き掛けが必要です。
 - 雇用や就業における、女性のニーズに応じた就業の継続や再就職など、関係機関と連携した支援が必要です。
 - 市内の企業等を対象に、セクシュアルハラスメントをはじめとする、各種ハラスメントの防止に向けた講座や研修等への参加促進、相談窓口の周知に向けた取組が必要です。
-

3 ワーク・ライフ・バランスの推進について

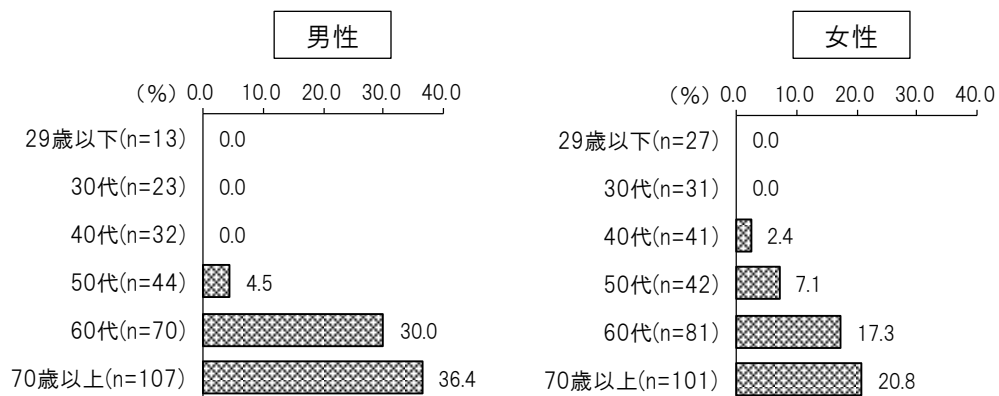
【市民アンケート調査結果より】

- 育児休業の取得率は、女性が男性を大きく上回っています。
- 介護休業の取得率は、男女共に僅かであり、年齢が上がるほど「制度がなかったため取得できなかった」への回答が多くみられます。

【「取得したことがある」割合】

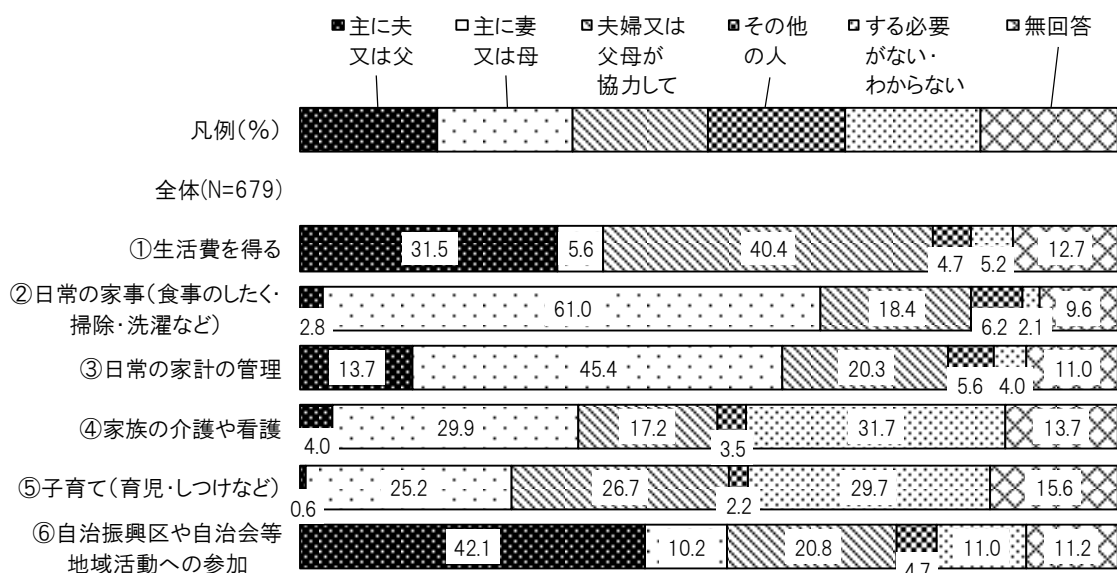


【介護休業を「制度がなかったため取得できなかった」割合】



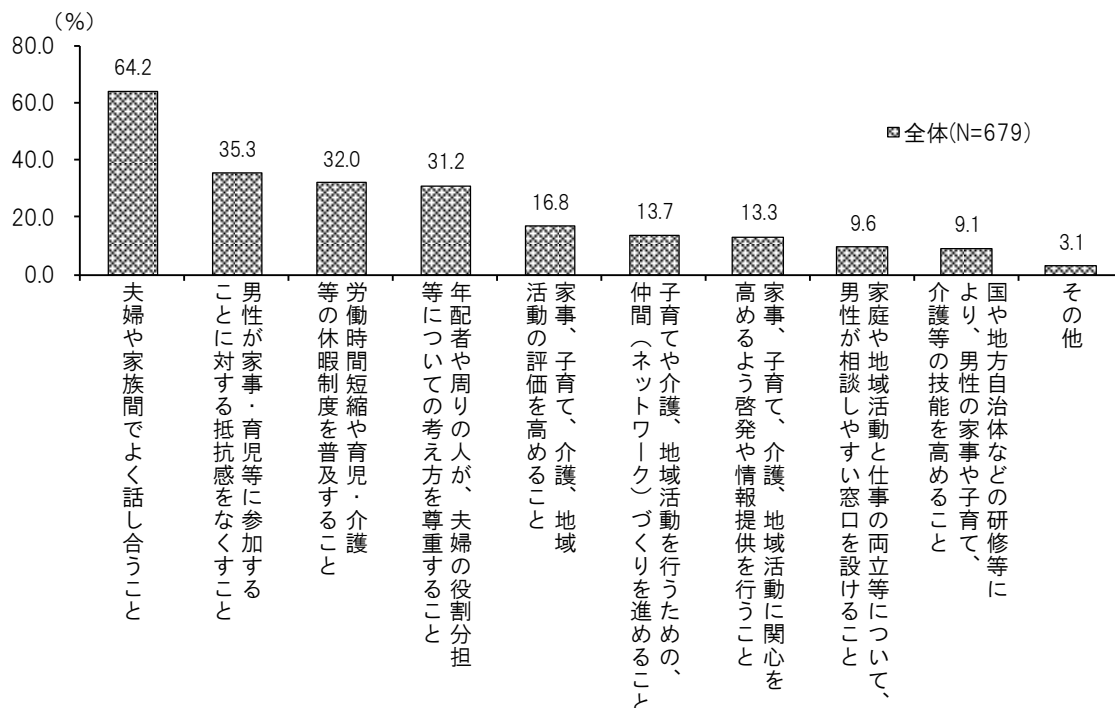
- 家庭内の仕事の役割分担をみると「日常の家事」は、大半を女性が担っており、一方で「生活費を得る」や「自治振興区や自治会等地域活動への参加」では男性の割合が高く、性別による差が顕著になっています。

【家庭内の仕事の役割分担】



- 男性が家事等に積極的に参加していくために必要なことについては「夫婦や家族間でよく話し合うこと」に次いで「男性が家事・育児等に参加することに対する抵抗感をなくすこと」「労働時間短縮や育児・介護等の休暇制度を普及すること」など、男性や企業等職場の意識改革が重視されています。

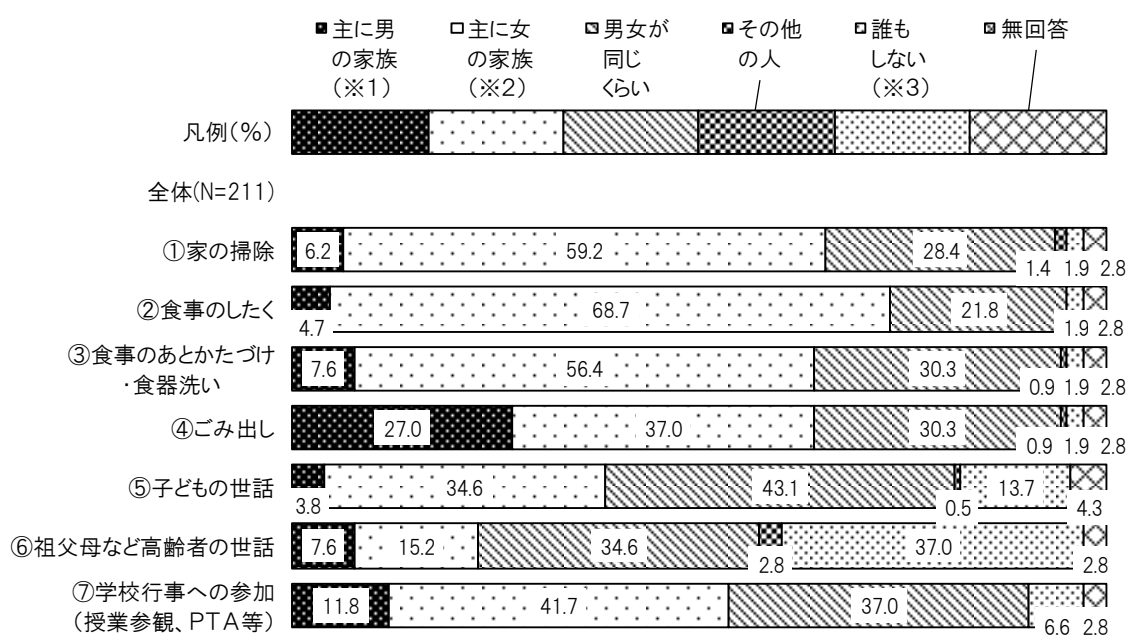
【男性が家事等に積極的に参加していくために必要なこと】



【高校生アンケート調査結果より】

- 家庭内では「家の掃除」「食事のしたく」「食事のあとかたづけ・食器洗い」は「主に女の家族」がしている割合が高く、一方「ごみ出し」は「主に男の家族」の割合が高くなっています。

【家庭内の仕事の役割分担】

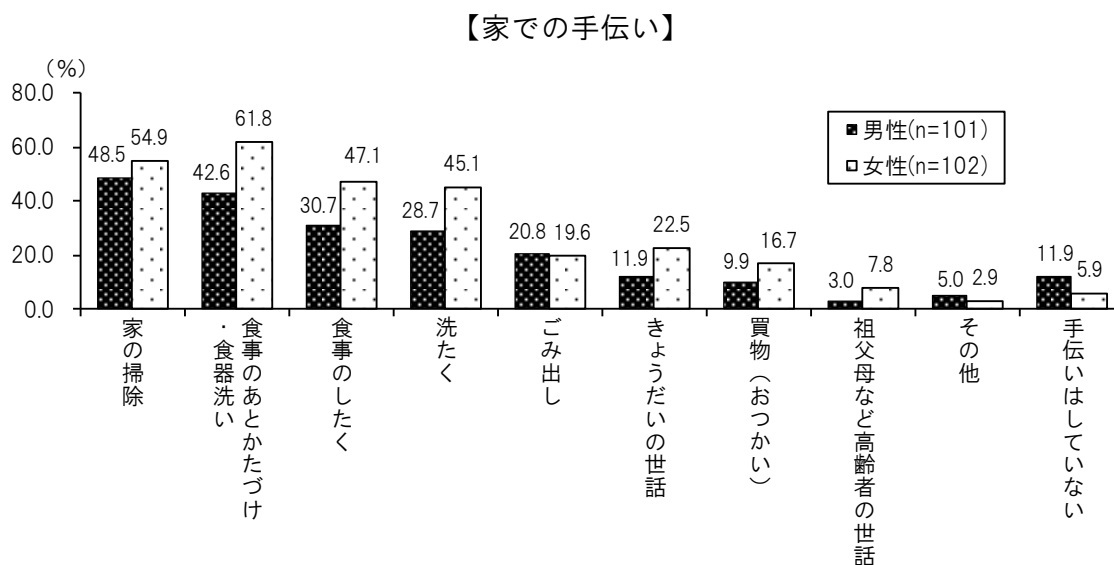


※1 主に男の家族(父親や兄弟、祖父など)

※2 主に女の家族(母親や姉妹、祖母など)

※3 誰もしない(する必要がない)

- 家での手伝いについては、約半数が「家の掃除」「食事のあとかたづけ・食器洗い」をしていると回答していますが、全体として男性に比べ女性の割合が高くなっています。特に「食事のあとかたづけ・食器洗い」「食事のしたく」「洗たく」などで女性の割合が男性を大きく上回っています。



【自治振興区ヒアリング調査結果より】

- 産前・産後休業、育児休業を取りにくい環境（勤務体系）があると思う。
- 家庭での役割分担が上手にできていないと、仕事はできない。家庭と職場の両方に理解がないと難しい。

【グループワーク等による委員からの意見】

- 育児休業取得者に代わる人材の確保が難しい。
- ワーク・ライフ・バランスの重要性について、更なる理解が必要。

【今後の課題】

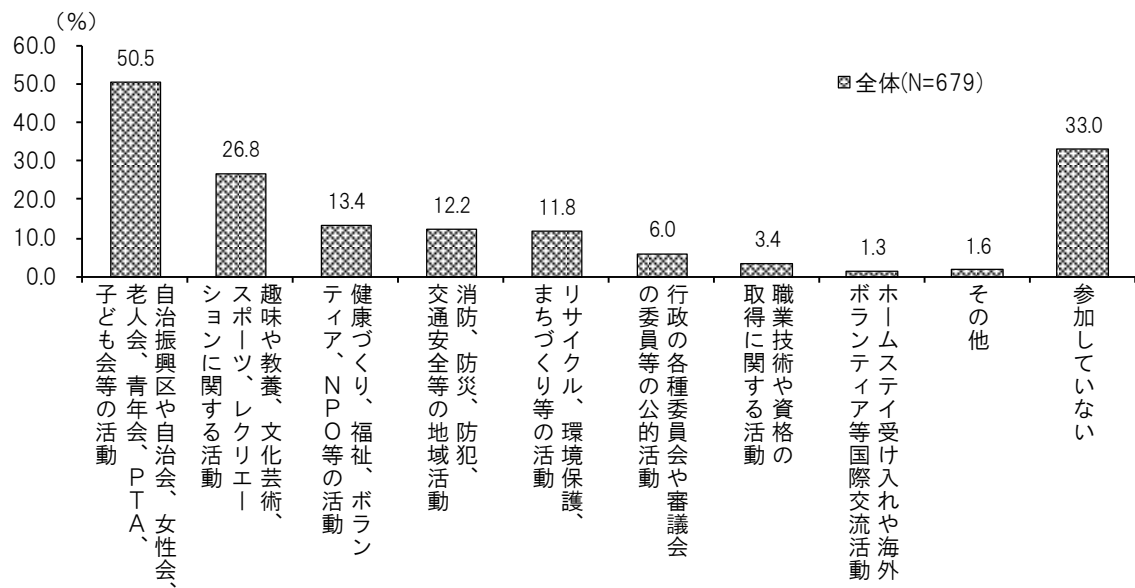
- 男性でも育児休業を取得しやすい環境を整備していくための取組が必要です。
- 介護休業については、市内の企業等を対象に、利用しやすい介護休業取得制度を整備するための啓発や働き掛けが必要です。
- 多様な暮らし方の実現が求められている社会的背景において、男性の家事・育児等への参画を促進する講座や教室等の開催をはじめ、家事・育児・介護の役割を家族で支え合う意識の啓発を推進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の充実が必要です。

4 地域社会における男女共同参画の推進について

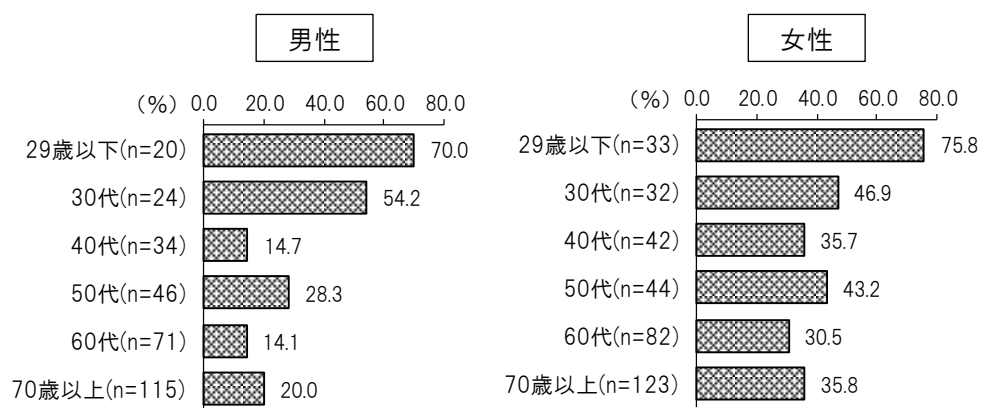
【市民アンケート調査結果より】

- 地域活動への参加状況については、全体では6割程度が何らかの活動に参加している状況ですが、男女共に若い年齢層ほど参加していない割合が高く、逆に、男性は年齢が高い層ほど参加者が多い傾向にあります。

【地域活動への参加状況】

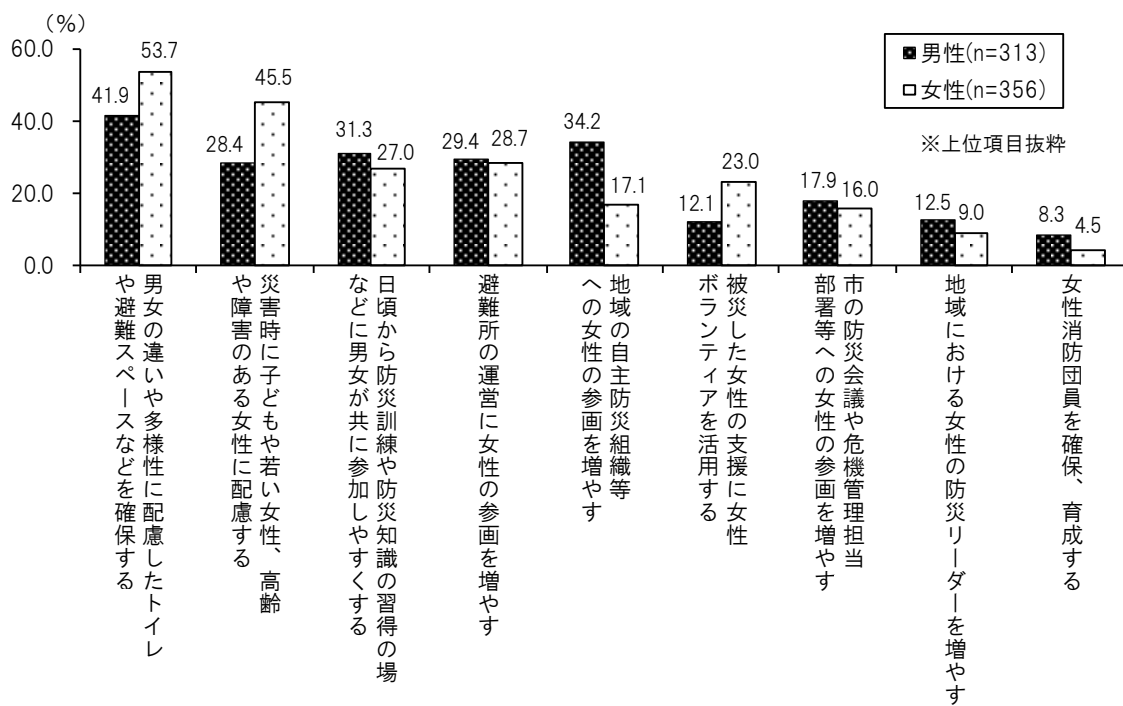


【地域活動に「参加していない」割合】



- 防災・災害復興対策について、特に女性は「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどを確保する」「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性に配慮する」の割合が男性を大きく上回っています。

【防災・災害復興対策で強化すべき女性に関する取組】



【自治振興区ヒアリング調査結果より】

- 役員をしている年代の方の中には、女性が家を空けることに抵抗がある人が多い。また、地域のことは男性がやるという意識がある。このまま啓発を続け、抵抗がなくなる世代に変わるまでもう少し時間がかかる。
- 消防団に女性隊員を確保してほしいが、家庭の事情や慣習から参加をしてくれない。また、女性が参加できない環境もある。
- 地域活動の場に、女性に配慮した消耗品や物品等がない。

【グループワーク等による委員からの意見】

- 地域活動への参加者が減少している。
- 地域活動への若者の参加が少ない。
- 共働きの世帯は、地域活動など、家庭で協力してもらわないと参加が難しい。家庭でどう話し合えば、協力してもらえるのか考えていく必要がある。

【今後の課題】

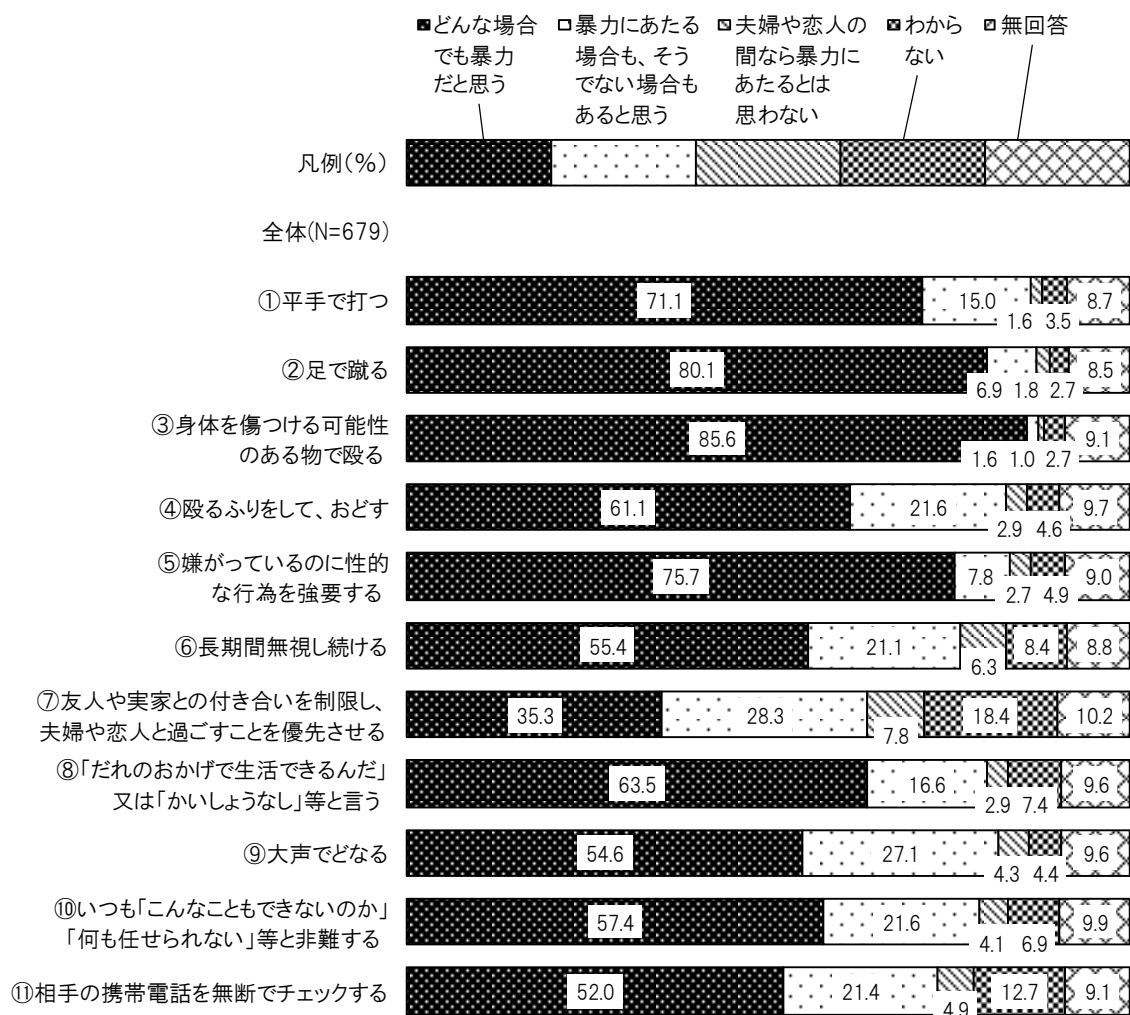
- 様々な地域活動について、性別にかかわらず誰もが参加しやすい環境づくりをはじめ、防災分野における男女共同参画の推進が必要です。

5 DV防止に向けた取組について

【市民アンケート調査結果より】

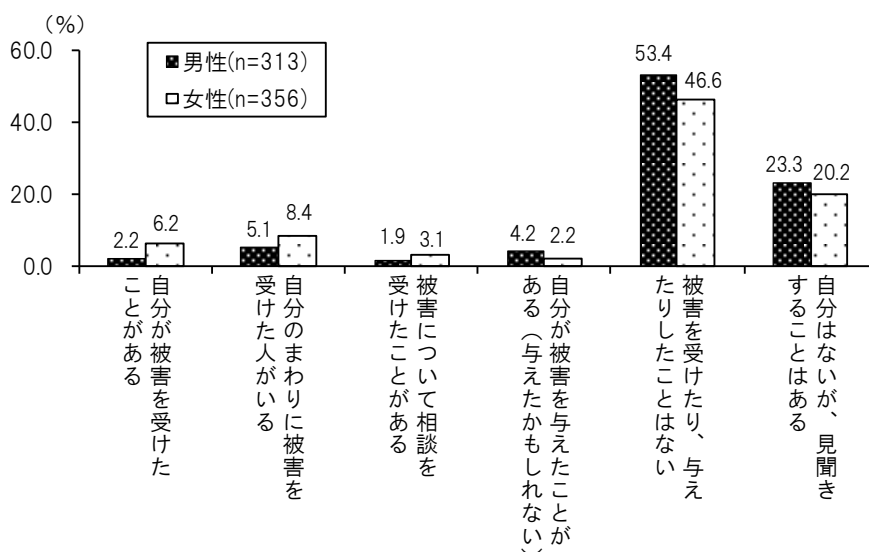
- 暴力の認識について「平手で打つ」など物理的な行為を暴力と認識する割合は高くなっていますが「友人や実家との付き合いを制限し、夫婦や恋人と過ごすことを優先させる」については暴力であるかどうかの判断が難しくなっています。

【暴力の認識】

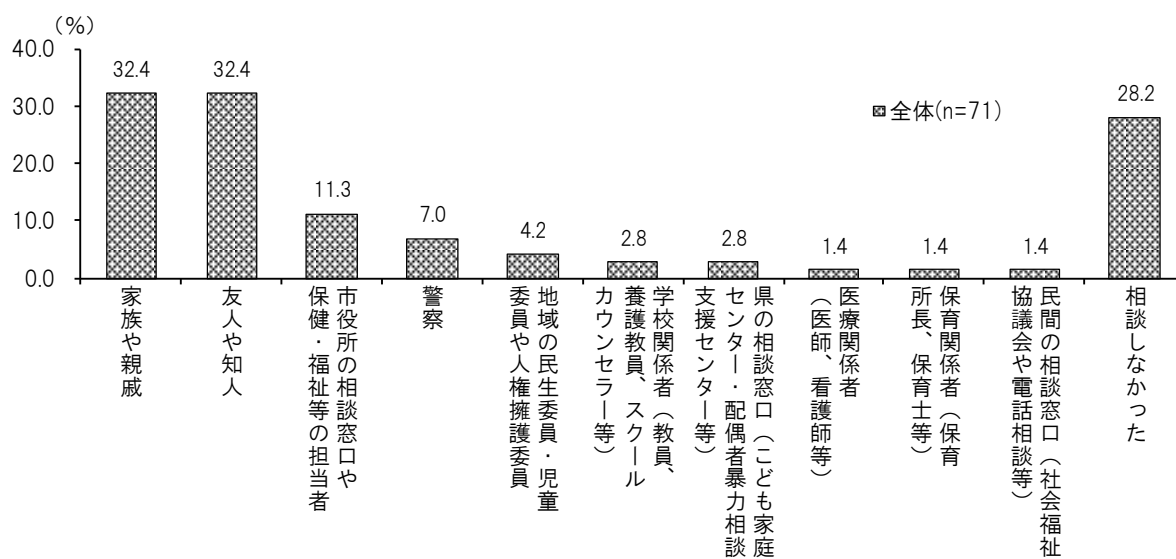


○ DVについては、女性が被害者となっている割合が高く、被害について家族や親戚、友人や知人に相談する人は多いものの、相談しなかった人も約3割みられます。

【DVの経験】

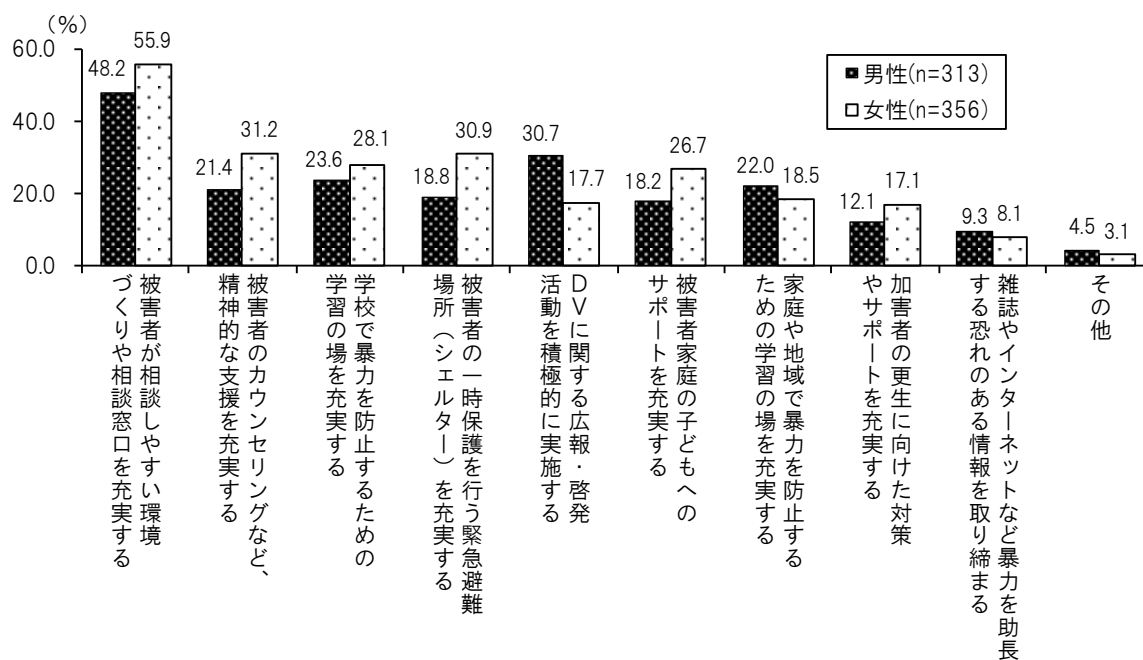


【DVに関する相談先】



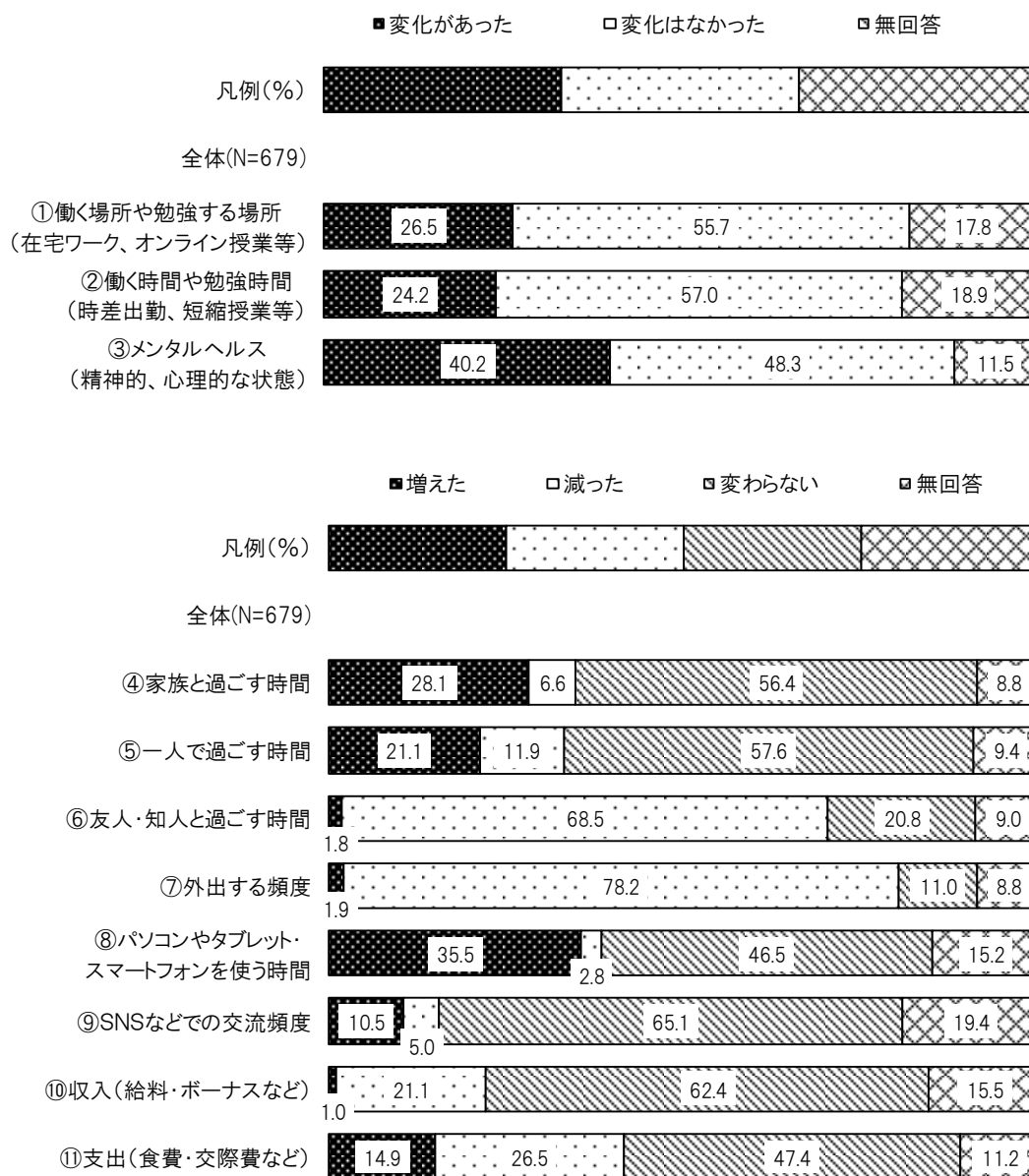
- DVをなくすために必要な取組については「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口を充実する」が最も多くなっていますが、特に女性では「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）を充実する」の割合が高くなっています。

【DVをなくすために必要な取組】



- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの人が外出機会の減少や友人・知人と過ごす時間が減少しており、約4割がメンタルヘルス（精神的、心理的な状態）に変化があったと回答しています。

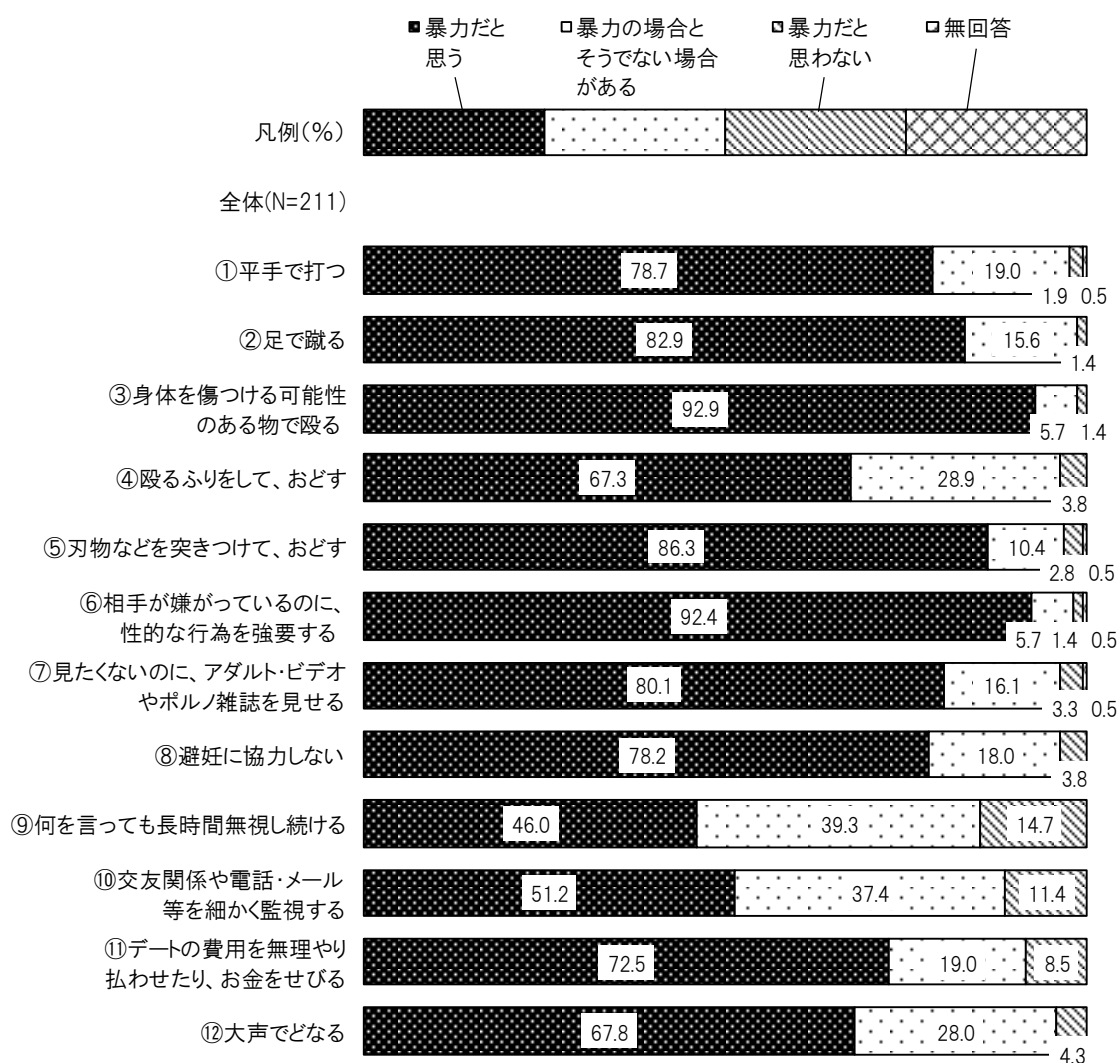
【感染症拡大による生活への影響】



【高校生アンケート調査結果より】

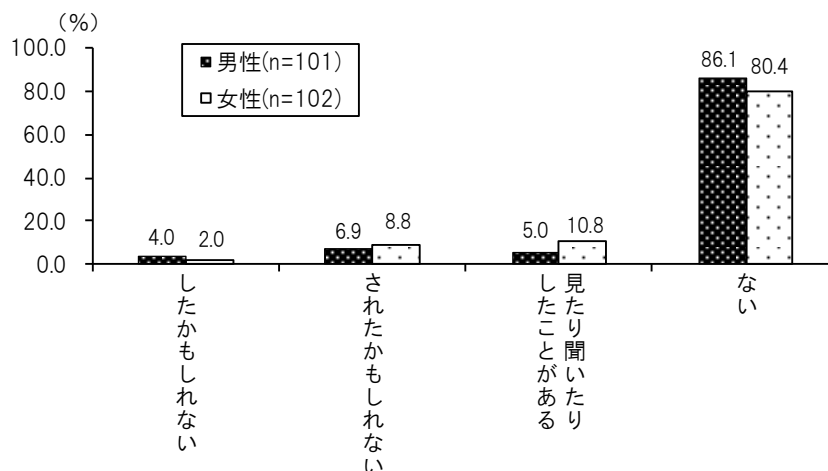
- 暴力の認識では「平手で打つ」「足で蹴る」など物理的な行為については「暴力だと思う」の割合が高くなっていますが「何を言っても長時間無視し続ける」「交友関係や電話・メール等を細かく監視する」については「暴力の場合とそうでない場合がある」が高くなっています。

【暴力の認識】



- 暴力を受けた経験について「されたかもしれない」割合は、1割未満となっています。

【暴力を受けた経験】



【自治振興区ヒアリング調査結果より】

- 市役所に相談窓口があることを知らない人も多い。また、市役所に行くのも勇気が必要。
- DVやデートDVは、密室での行為が大半であり、なかなか把握しにくい。
- 人権教育はDVを含めテーマを決めて学習するべきである。自主的に企画するのは難しい。

【グループワーク等による委員からの意見】

- 相談窓口が分かりにくい。
- 自分の行動が暴力だと理解していない人が多い。
- 暴力について、タブー視する風潮がある。
- 親子で参加できるDV研修会などの取組が必要。

【今後の課題】

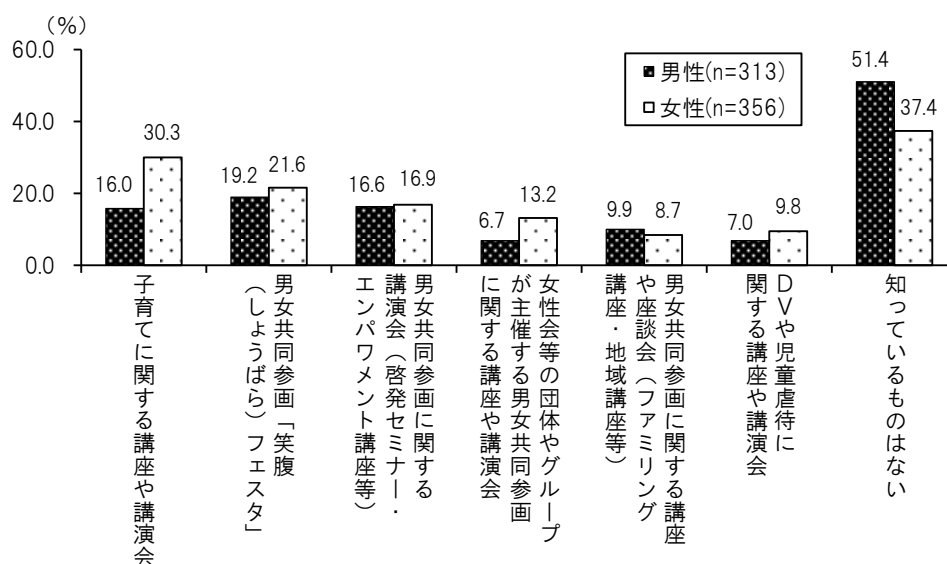
- 庄原市が力を入れるべき男女共同参画の施策について「DVなど相談しやすい体制づくり」は重要な施策として位置付けられることから、関係機関と連携した、きめ細かな相談支援体制づくりに向けた取組が必要です。
- DV防止のための広報、啓発の充実をはじめ、家庭や学校、地域等における、幅広い年齢層を対象とした暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- 若年層に対しては、デートDVの被害防止に向けて、学校教育の場などにおける教育や意識啓発が必要です。
- 物理的な暴力だけではなく、精神的・心理的な暴力について、子どもの頃からの啓発や学習が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による、家庭内でのDVや虐待被害等についても、関係機関との連携による相談支援への対応が必要となっています。

6 庄原市が力を入れるべき男女共同参画の施策について

【市民アンケート調査結果より】

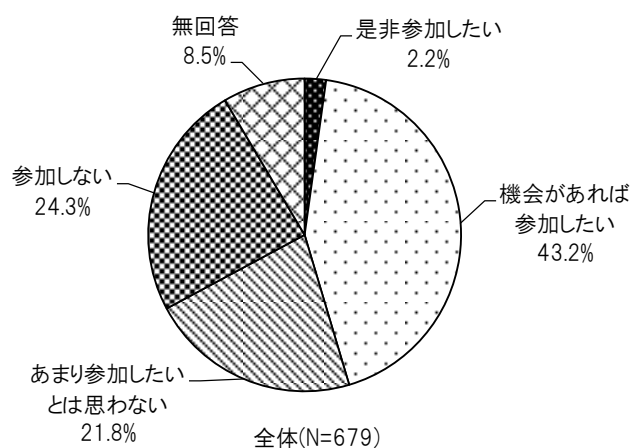
- 男女共同参画に関連するセミナーやイベント等については、全体では4割以上が「知っているものはない」と回答しており、特に男性で半数以上となっています。

【セミナーやイベント等の認知状況】



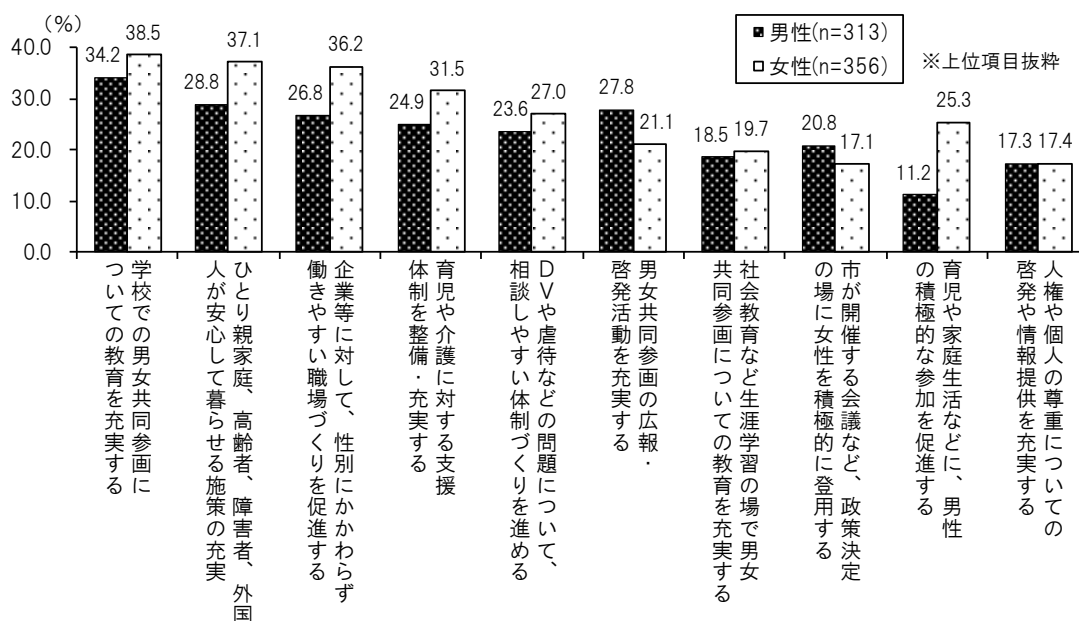
- 人権や男女共同参画に関するセミナー等への今後の参加意向については、全体では半数近くが参加への意向を示しています。

【セミナーやイベント等への参加意向】



- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「学校での教育の充実」を筆頭に「ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施策の充実」「企業等に対する働きやすい職場づくりの推進」「育児や介護支援体制の充実」「DVなど相談しやすい体制づくり」が上位に回答されています。特に、女性は男性に比べて「育児や家庭生活などへの男性の積極的な参加促進」の回答割合が高くなっています。

【男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと】



【自治振興区ヒアリング調査結果より】

- 「男女共同参画」という言葉に「固い」「行政の言葉」といったマイナスのイメージを感じる。意識のある人しか参加しない。
- 庄原市中心部でのイベントばかりで、東城からだに参加しづらい。
- 人の世話にならなくてもよいという声もよく聞く。地域のために、社会のために、皆が力を合わせると意識が希薄化している。そうならないためにも、まずは教育の場で男女共同参画の視点だけではなく、社会のシステムや社会に対する感覚というものを教えてほしい。経験を積ませることが大切である。

【グループワーク等による委員からの意見】

- セミナーやイベントについての認知度が低い。
- 現状把握のため、庄原市の育児休業取得率を出して、他市町や全国と比べてはどうか。

【今後の課題】

- 社会での活躍を望む女性に対する様々な阻害要因の排除と、誰もが働きやすい職場環境づくりは、本市における重点的な施策として位置付けられます。
- 男女共同参画に関する子どもの頃からの教育の推進、DV等に関する相談支援体制の充実、誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現は、女性の活躍推進と共に重要な施策です。

【４】数値目標の中間評価

現行プランでは、策定時に、最終年度である令和８年度における数値目標として「評価指標」を設定しています。本プランは、最終年度に向けての中間評価となり、ここでは、現状における実績値（中間実績値）を公表します。

平成 28 年度の現状値より、ほとんどの項目で低下、あるいは横ばいの状況となっており、これまでの課題を踏まえた見直しを図りながら、目標値に向かって更なる取組の推進が必要です。

【評価指標】１－１－１ 事業所における男女共同参画の推進

	評価項目	現状値 平成 28 年度	中間実績値 令和3年度	目標値 最終年度 令和8年度	把握方法
1	「就職の機会や職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	26.6%	19.1%	40%以上	市民 アンケート

【評価指標】１－２－１ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

2	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という用語の総合認知割合※ ¹	66.0%	63.2%	70%以上	市民 アンケート
---	--	-------	-------	-------	-------------

※¹ 総合認知割合は、市民意識調査における「よく知っている」「内容を少しは知っている」「言葉は知っている」の合計

【評価指標】１－３－１ 企画・立案過程における男女共同参画の推進

3	女性委員がいる審議会等の割合	85.2%	85.0%	100%	市民生活課 資料
4	審議会等委員に占める女性の割合	平均 30.4%	30.5%	30%以上	市民生活課 資料
5	女性委員の割合が 30%以上の審議会等の割合	54.1%	50.0%	100%	市民生活課 資料

【評価指標】２－１－２ 男女共同参画に関する意識啓発

6	「男女共同参画社会」という用語の総合認知割合※ ²	80.1%	78.3%	100%	市民 アンケート
7	啓発事業※ ³ の参加率 (参加者数／目標参加者数)	69.3%	61.0% (令和2年度実績)	70%以上	市民生活課 資料

※² 総合認知割合は、市民意識調査における「よく知っている」「内容を少しは知っている」「言葉は知っている」の合計

※³ 啓発事業は、男女共同参画に関する講演会、講座、映画上映会等

【評価指標】 2－1－3 家庭生活における男女共同参画の推進

	評価項目	現状値 平成 28 年度	中間実績値 令和3年度	目標値 最終年度 令和8年度	把握方法
8	「家庭生活」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	35.5%	24.4%	40%以上	市民 アンケート

【評価指標】 2－2－1 男女共同参画に関する教育の推進

9	「学校教育の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	40.9%	30.9%	70%以上	市民 アンケート
---	----------------------------------	-------	-------	-------	-------------

【評価指標】 2－3－1 地域活動における男女共同参画の推進

10	「自治振興区や自治会等の地域活動の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	35.6%	15.6%	40%以上	市民 アンケート
----	---	-------	-------	-------	-------------

【評価指標】 3－1－1 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

11	どんな時でも「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	58.2%	71.1%	100%	市民 アンケート
----	-----------------------------	-------	-------	------	-------------

【参考指標】 1－3－2 市職員における男女共同参画の推進

12	管理職(部課長級)に占める女性割合	4.2%※1	16.9%	12.0%※2	総務課 資料
13	監督職(係長級)に占める女性割合	33.0%※1	33.6%	40.0%※2	総務課 資料

※1 4月1日時点

※2 女性活躍推進法に基づく庄原市特定事業主行動計画に定める令和2年度目標値

【5】本市の主な課題のまとめ

市民及び高校生アンケート調査及びこれまでの取組内容の評価等から見た課題を整理します。

1 働く場における男女共同参画の推進

- 働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発が必要であるとともに、女性のニーズに応じた就業の継続や再就職への支援が必要です。
- 労働時間の短縮や柔軟な働き方ができるよう、事業所等への働き掛けが必要です。
- 職場におけるハラスメント防止対策など、働きやすい職場環境の整備の促進が必要です。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備をはじめ、多様な働き方が選択できる環境の整備が必要です。

3 企画・立案過程における男女共同参画の推進

- 審議会等への女性の積極的な登用をはじめ、企画や立案過程における女性の活躍の場を増やすために、企業等に対する働き掛けや継続的な啓発が必要です。
- 性別にとらわれない職員評価を推進し、引き続き、研修等の充実による職員の意識の向上を図ることが必要です。

4 男女共同参画に関する情報の提供と啓発の充実

- 「男は男らしく、女は女らしく」という意識に代表される「固定的な性別役割分担意識」の払拭に向けた継続的な啓発が必要であるとともに、性別や年齢等の属性に応じた、啓発手段の多様化の検討が必要です。
- 男女共同参画社会についての多様な媒体を活用した分かりやすい意識啓発の推進が必要です。

5 男女共同参画に関する学習機会の提供と教育の充実

- 保育所、学校等と連携し、児童・生徒を対象とした男女平等意識の醸成を図ることが必要です。
- 学校教育のみならず、生涯学習の場などを活用した、幅広い年齢層への男女共同参画に関する学びの場の充実が必要です。

6 社会活動における男女共同参画の推進

- 性別にかかわらず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。特に、若い年齢層に対する活動への参加を促進する取組の充実が必要です。
- 防災対策への女性の視点やニーズの反映が必要です。

7 暴力のない地域づくり

- デートDVを含むDV防止に関する、幅広い世代への啓発の強化及び相談支援の充実と、DV被害者等が安心できる支援体制づくりが必要です。

8 地域で支え合う福祉環境づくり

- 「地域共生社会」づくりを踏まえた「誰一人取り残さない」地域福祉の充実が必要です。また、地域福祉の推進においても、男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

9 生涯にわたる男女の健康づくり

- 妊娠から出産以降における継続的な母子保健の推進が必要です。
- 性別にかかわらず、誰もが健康寿命を延伸し、その人らしくいきいきと生活することができるよう、健康づくり活動の更なる推進が必要です。

第4章 プランの基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

現行プランでは、基本理念である実現すべき姿を「男女共同参画が形成された社会 ～わたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち～」と定めるとともに「環境づくり（男女がともに活躍できるまち）」をはじめとする三つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

本市の政策の最上位計画である「第2期庄原市長期総合計画」では、まちの将来像を「美しく輝く 里山共生都市 ～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～」と定め、基本政策の一つとして「“絆”が実感できるまち 自治・協働・定住」を掲げ、その中に人権や男女共同参画の基本施策を位置付けています。これは、市民の自己啓発と男女共同参画の意識醸成を促進し、誰もが自覚を持って社会に参画し、個性を発揮しながら自己実現できる男女共同参画社会の形成を目指して定めたものです。

現行プランにおける基本理念である実現すべき姿は、この「第2期庄原市長期総合計画」における考え方に基づいて定めていることから、本プランにおいても、この基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基本理念（実現すべき姿） ●

男女共同参画が形成された社会

～わたしらしく輝くあしたのために、
お互いに尊重しあう共同参画のまち～

2 基本目標

前期プランにおいては、三つの基本目標に基づき、それぞれに基本施策を掲げ、様々な取組を推進してきました。本プランでは、実現すべき姿として定めた「基本理念」及び三つの基本目標の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化、新たな課題等を踏まえ、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【2】施策の体系

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】

【基本目標1】 環境づくり

男女がともに
活躍できるまち
(女性活躍推進計画)

1 働く場における男女共同参画の推進

- 1 誰もが力を発揮できる環境づくり
- 2 誰もが働きやすい職場づくり

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 多様な働き方の促進に向けた取組の充実

3 企画・立案過程における男女共同参画の推進

- 1 企画・立案過程における女性活躍の推進
- 2 誰もがチャレンジできる環境づくり

【基本目標2】 人づくり

男女がお互いを
認め合うまち

4 男女共同参画の意識づくり

- 1 男女共同参画に関する情報提供の充実と理解の促進
- 2 家庭生活における男女共同参画の推進

5 男女共同参画に関する学習機会の充実

- 1 教育・保育の場における学習機会の充実
- 2 多様な学習機会の充実による理解の促進

6 地域活動における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進
- 2 防災分野における男女共同参画の推進

【基本目標3】 安心づくり

男女がともに
支え合うまち

7 暴力のない地域づくり（DV防止市町村基本計画）

- 1 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進
- 2 きめ細かな相談体制の充実
- 3 被害者支援体制の充実

8 地域で支え合う福祉のまちづくり

- 1 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- 2 地域福祉の推進と生活支援の充実

9 生涯にわたる健康づくり

- 1 妊娠から子育て期までの切れ目ない支援の充実
- 2 生涯にわたる健康づくりへの支援

第5章 施策の展開

【基本目標 1 環境づくり】 男女がともに活躍できるまち（女性活躍推進計画）

基本施策 1 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向 1 誰もが力を発揮できる環境づくり

雇用の場において、性別にかかわらず誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する法律や様々な制度について、講座や研修会等を通して事業主への周知・啓発を推進し、働き方改革を促進するとともに、再就職等女性の就業を支援します。

取組名	取組内容	担当課
事業主への周知・啓発の推進	● 事業主に対して、市の広報紙やホームページ等をはじめ、多様な媒体を活用して、男女共同参画や働き方改革に関連する法や制度等の情報提供を充実するとともに、講座や研修会への参加を促進し、周知・啓発を図ります。 ● あらゆる機会を捉えて、企業等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図ります。	市民生活課 商工観光課
働き方改革の促進	● 「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として、男女が共に働きやすい環境づくりを進めるため、事業所等への啓発に努めます。	商工観光課
再就職等女性の就業支援	● 「庄原市企業人権啓発推進連絡協議会」や「庄原でいきいき働く協議会」をはじめ、関係機関と連携し、雇用や就業における女性の就業の継続、再就職のための情報の収集と提供に努めます。	商工観光課

施策の方向 2 誰もが働きやすい職場づくり

職場等における各種ハラスメント防止対策など、働きやすい職場環境の整備を促進します。また、農業経営等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の働き掛けや情報提供に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ハラスメントに対する理解の促進	● セクシュアルハラスメントをはじめ、様々なハラスメントの根絶に向けて、事業主や社員を対象とした定期的な研修会の開催など、ハラスメントへの認識及び理解を深めるための啓発や取組を推進します。 ● 働きやすい環境づくりに向けて、職場内の円滑なコミュニケーションの促進や相談窓口の設置を事業所に呼び掛けます。	市民生活課 商工観光課
農業経営等における意識の醸成	● 「庄原市農業振興対策調整会議」等、関係団体と連携し、家族経営協定締結の普及や啓発を進めるとともに、男女が対等なパートナーとして農林業経営に参画する意識付けの推進に努めます。	農業振興課 林業振興課

基本施策2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが「仕事」と「子育てや介護などの家庭生活」を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や普及に向けた啓発に努めるとともに、仕事と子育て、介護の両立を支援する体制の充実を図り、男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備を図ります。

取組名	取組内容	担当課
事業主への周知・普及の推進	● 事業主に対して、市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体や機会を通じて「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」等、法や制度、講座の情報提供に努め、周知・普及を図ります。	市民生活課 商工観光課
仕事と子育て・介護の両立への支援	● 仕事と子育て・介護の両立が図られるよう、法や制度の内容について、市民や事業所等への周知・啓発を行います。	市民生活課 商工観光課
ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	● 「庄原市企業人権啓発推進協議会」や「庄原でいきいき働く協議会」をはじめ、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られる環境づくりを進めるため、事業所等への周知や啓発を行います。	市民生活課 商工観光課
子育て家庭への相談支援体制の充実	● 子育て世代包括支援センター（ほのぼのネット）で、母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施し、子育て家庭への相談支援体制の充実を図ります。	児童福祉課 保健医療課
子育てネットワークの強化	● 地域の子育てネットワークの強化をはじめ、地域での子育て交流などの事業を充実し、子育て家庭を地域全体で支援する気運を高めます。 ● 児童虐待に関する専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係機関との連絡調整等を行います。	児童福祉課

取組名	取組内容	担当課
保育体制の充実	● 多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう「庄原市みらい子どもプラン」に基づき、保育サービスや病後児支援、施設整備、職員の適正な配置等、保育体制の充実を図ります。	児童福祉課
放課後等の子どもの居場所づくりの充実	● 放課後や週末、長期休暇期間中の子どもの居場所づくりのため、放課後児童クラブ事業や放課後子供教室を実施し、子育て家庭を支援します。	児童福祉課 生涯学習課
安心して介護できる環境の整備	● 関係機関と連携し高齢者の支援を推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営に努めます。また、家族介護者の支援を行います。	高齢者福祉課

施策の方向２ 多様な働き方の促進に向けた取組の充実

労働時間短縮や柔軟な働き方の促進に向けた、事業所等への働き掛けをはじめ、雇用や就業における、女性のニーズに応じた就業の継続や再就職など、関係機関と連携した環境の整備を推進します。

取組名	取組内容	担当課
事業所等への情報提供の推進	● 事業所等に対して、テレワーク（在宅勤務等）やワークシェアリング等、多様な就業形態に関する情報提供に努めます。	商工観光課
職場復帰への支援	● 育児休業や病気などで長期にわたって休む場合も、職場復帰が円滑に行われるよう、雇用に関する環境整備を事業所に呼びかけます。	商工観光課

基本施策3 企画・立案過程における男女共同参画の推進

施策の方向1 企画・立案過程における女性活躍の推進

審議会等における女性の積極的な登用をはじめ、企画や立案過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。

性別にとらわれない評価による職員の管理職への登用などに取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の意識醸成に向けた啓発	● 市の広報紙やホームページ等を活用した啓発や講座、研修会に関する情報提供、関係機関と連携した事業への参加を呼び掛け、男女が共に経営や意思決定に参画する意識の醸成を図ります。 ● 地域の集まりなどを活用して、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	市民生活課
審議会等への女性登用の促進	● 審議会委員等への新たな依頼や新しい審議会等を設置する際には、女性委員の登用や男女の比率を意識するとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。 ● 市の審議会等、委員の男女構成については毎年度調査を実施し、その結果を公表します。	全課局室 (市民生活課)
講座等の開催	● 「庄原市さわやか女性会議」等の関係機関と連携し、男女共同参画を学ぶ講座等を開催するとともに、広く参加の促進を図ります。	全課局室 (市民生活課)
農林業分野における女性の参画推進	● 農地における有害鳥獣の防除対策の取組や「庄原市農業振興対策調整会議」等において、関係団体と連携して、農業経営や意思決定への女性の参画を促進します。	林業振興課 農業振興課
市職員の意識啓発の推進	● 本市の職員一人一人が、市民や市内事業所の模範となり、性別にかかわらず能力を十分に発揮できるよう、働き方やワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を推進します。	総務課

施策の方向２ 誰もがチャレンジできる環境づくり

就労やスキルアップに関する講座等の情報提供の充実を図り、就労を希望する女性の就業機会の拡大に努めるとともに、女性が一旦退職しても、再チャレンジや再就職できる環境を整備します。

また、本市においても、性別にかかわらず、一人一人の個性と能力を十分に発揮できるよう、適材適所の人員配置に努めます。

取組名	取組内容	担当課
女性の再チャレンジ・再就職の支援	● ハローワークと連携し、就労に関する講座やセミナーなどの情報提供を行い、女性の就業機会の拡大に努めます。 ● 退職した女性の再チャレンジ、再就職などの相談窓口についての情報提供の充実に努めます。	市民生活課 商工観光課
創業や事業経営の支援	● 市内商工団体や金融機関と連携し、創業や事業経営に関する情報の提供、法及び制度等の周知に努め、創業と事業経営を支援します。	商工観光課
女性のスキルアップ支援	● 女性のスキルアップのための研修や講座、県主催の「わ〜くわくママサポート（働くことを希望する母親の相談支援）」等に関する情報提供及び参加促進に努めます。	全課局室 （市民生活課）
意思決定過程への女性職員の参画拡大	● 性別にかかわらず、適材適所の人員配置に努めるとともに、研修等を通して女性職員のキャリア形成やキャリアに対する意識啓発、職域の拡大を推進します。	総務課

【基本目標 2 人づくり】 男女がお互いを認め合うまち

基本施策 4 男女共同参画の意識づくり

施策の方向 1 男女共同参画に関する情報提供の充実と理解の促進

市民が男女共同参画について理解を深め、性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画に関する情報の発信や各種講座等の開催をはじめ、多様な媒体を活用した啓発活動を推進します。

取組名	取組内容	担当課
関係資料の収集・提供と公開	● 男女共同参画や女性活躍推進法に関する国・県、他自治体等の施策や関連データ等を収集・調査し、市民・関係団体への情報提供に努めるとともに、職員も積極的に研修会等へ参加し、市の取組に反映します。 ● 男女共同参画に関する意識や実態の調査を行い、課題や市民意識の実態を把握し、結果を公表します。	市民生活課
男女共同参画に対する市民の理解促進	● 男女共同参画に関する各種講座やセミナー等を開催するとともに、市の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用して、幅広い年齢層に分かりやすい広報に努め、市民の理解促進と意識の浸透を図ります。 ● 男女共同参画や人権を身近な問題として感じてもらえるよう、映画等による市民啓発を推進します。 ● 自治振興区と連携し、地域の集まりなどを活用して、男女共同参画に関する市民の理解を促進します。	市民生活課

施策の方向２ 家庭生活における男女共同参画の推進

市の広報紙やホームページ等を活用した広報や講座、教室の開催等を通じて、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成を図るとともに、男性が家事や育児、介護をすることへの理解と参加を促進します。

取組名	取組内容	担当課
家庭での男女共同参画に関する意識啓発の推進	● 市の広報紙やホームページ等を活用し、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成やワーク・ライフ・バランスに関する広報及び情報提供を行い、意識の浸透を図ります。	市民生活課
男性の家事等への参画促進	● 親子で参加できる講座や家族介護教室、男性料理教室等を開催するとともに、男性が参加しやすい集まりの場を充実し、男性の育児や家事、介護への参画を促進します。	市民生活課 高齢者福祉課 児童福祉課

基本施策5 男女共同参画に関する学習機会の充実

施策の方向1 教育・保育の場における学習機会の充実

児童・生徒が、その発達段階に応じて一人一人の個性や能力を十分に発揮できるよう、お互いを尊重する意識の醸成をはじめ、男女共同参画の意識づくりに向けた家庭や地域への啓発を推進します。

取組名	取組内容	担当課
お互いを尊重する意識を醸成する保育の実施	● 保育所において、子ども一人一人が自己表現を行い、相手のことを理解する体験的な学びの機会を設けるとともに、家庭や地域と連携し、子どもの興味を広げる体験活動、触れ合いや関わりが深まる機会をつくれます。	児童福祉課
発達段階に応じた教育の推進	● 児童・生徒が男女共同参画について理解し、お互いを尊重できるよう、発達段階に応じた教育を推進するとともに、児童・生徒の個性や特性に応じたキャリア教育を実施します。	児童福祉課 教育指導課
教職員等の学習機会の充実	● 教職員や保育士が男女共同参画を学べる講演会や研修会を実施します。	児童福祉課 教育指導課
家庭や地域への啓発の推進	● 保護者との連携や保護者同士の関係づくりを進めるとともに「学校へ行こう週間」「庄原市教育フォーラム」や市のホームページ等を通して、保護者や地域へ男女共同参画の意識づくりに向けた啓発を推進します。 ● 男女共同参画の意識の普及啓発に努めるため、市職員が学校や事業所などへ出向いて、出前トークを実施します。	市民生活課 教育指導課

施策の方向２ 多様な学習機会の充実による理解の促進

家庭、地域、職場など、生涯学習の場を中心としたあらゆる場や機会を通じて、広く市民への男女共同参画に関する学習機会の充実を図るとともに、地域で活動する団体等の活動を支援します。

取組名	取組内容	担当課
講座やセミナーの充実	● 男女共同参画への理解を深めるための講演会や講座、セミナーを開催するとともに、日程の設定や託児設備等の環境の整備に努め、市民の参加促進を図ります。	市民生活課 生涯学習課
地域での学習機会の充実	● 地域の実情に応じた、多彩な学習会を開催するとともに、地域住民が参加しやすいよう配慮します。	市民生活課 生涯学習課
地域で活動する団体等への支援	● 地域で活動する団体やグループが積極的に活動できるよう、公共施設の利用支援をはじめ、必要な情報を提供します。	市民生活課 生涯学習課
世代間交流の推進	● 自治振興区や地域、子育て支援センターと連携して、地域の伝統文化を伝える講座の開催など、世代間の交流を促進します。 ● 地域で活動する団体やグループに対して、男女共同参画に関する学習の支援に努めます。 ● 地域の実情に応じて、学校と地域との交流の促進を図ります。	自治定住課 生涯学習課 児童福祉課

基本施策6 地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進

男女が共に協力して地域活動などに取り組めるよう、女性参画についての意識啓発や誰もが参加しやすい環境づくりを推進するとともに、女性の地域リーダーへの登用を促進します。また、まちづくり活動など、地域を担う人材の育成を支援します。

取組名	取組内容	担当課
地域活動への女性参画の促進	● 市民団体や関係機関等と連携して、講座や出前トーク等を開催し、地域活動への女性参画について意識啓発を推進します。また、幅広い世代が参加できるよう、市の広報紙やホームページを活用した広報や参加しやすい環境の整備を促進します。 ● ポストコロナ社会を見据えた、新しい生活様式に対応した地域活動の在り方について検討します。 ● 多様な意見を尊重し、誰もが楽しく参加できる地域活動の場づくりを推進します。	市民生活課 自治定住課 生涯学習課
まちづくりへの女性参画の推進	● 女性がまちづくりに参画している事例を含めた研修会等を開催し、年齢や性別にかかわらず、まちづくりに参画できる意識の醸成を図ります。	自治定住課 生涯学習課
地域リーダー育成の支援	● 先例地視察研修や実践を学ぶ場の提供等、地域を担うリーダーの育成支援に取り組みます。	自治定住課 生涯学習課
観光分野への女性の参画促進	● 庄原市の観光事業者等と連携し、地域の観光資源の掘り起こしや魅力の発信、旅行商品や観光地域づくりへの女性の参画を促進します。	商工観光課

施策の方向２ 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野における女性の積極的な登用や女性の参画拡大を促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営体制等の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
防災分野への女性の参画拡大	● 「庄原市防災会議」に、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、積極的な女性委員の登用に努めます。 ● 広報媒体の活用や女性団員による広報活動等を推進し、消防団・自主防災組織、避難所運営等、防災分野への女性の参画拡大に努め、男女共同参画の視点に立った防災対策を進めます。	危機管理課

【基本目標３ 安心づくり】 男女がともに支え合うまち

基本施策７ 暴力のない地域づくり（ＤＶ防止市町村基本計画）

施策の方向１ あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

ＤＶや虐待等あらゆる暴力の根絶に向けた広報、啓発の推進や学習機会の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。特に、若年層に対しては、デートＤＶの防止に向けた啓発活動を推進します。

取組名	取組内容	担当課
ＤＶ等暴力防止に向けた広報・啓発の推進	● ＤＶや虐待等あらゆる暴力の根絶に向けて、市民の理解を深めるとともに、被害者が悩みを抱え込まないよう、市の広報紙やホームページ等を活用した広報や講演会の開催に取り組み、啓発を推進します。	児童福祉課
若年層への啓発の推進	● 若年層に対して、リーフレットの配布や講座・講演会等を開催し、主にデートＤＶの防止に向けた意識啓発活動を推進します。 ● 悩みを抱え込まないよう、幼児から高校生まで発達段階に応じたＤＶ防止教育や啓発を推進します。	児童福祉課

施策の方向２ きめ細かな相談体制の充実

ＤＶ等に関する相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携して、人権に配慮したきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、相談に携わる女性相談員等のスキルアップに努めます。

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の充実	● 市の広報紙やホームページを活用して、相談窓口の周知を図ります。 ● 女性相談員等、相談に携わる者のスキルアップが図れるよう、研修機会の充実に努めます。	児童福祉課
相談支援体制の充実	● 専門の相談員による相談窓口での対応や関係部署、関係機関との連携による対応を行うとともに、人権に配慮したきめ細かな相談体制の充実を図ります。 ● 地域での安否確認や話のできる関係づくりを促進し、庁内や関係機関などで連携して、情報共有や情報提供につなげます。	全課局室 (児童福祉課・市民生活課)

施策の方向3 被害者支援体制の充実

被害者とその家族の安全確保に努めるとともに、被害者の自立支援など、関係機関と連携し適切な支援につなぐことができるよう、体制の整備を図ります。また、講演会や研修を通して、支援従事者の資質向上に努めます。

取組名	取組内容	担当課
被害者保護のための支援	● 被害者支援のために必要な情報を収集し、被害者に保護命令や一時保護等必要な情報を提供するとともに、警察や県子ども家庭センター等関係機関と連携して、被害者とその家族の安全確保に努めます。	児童福祉課 及び関連部署
被害者の自立支援	● 被害者が自立し、安心して暮らせるよう、関係機関と連携して必要な情報の収集と提供を行い、支援します。	児童福祉課 及び関連部署
支援従事者の資質向上	● 関係機関が連携して様々な事例に対応できるよう、講演会や研修を通して、専門知識や支援技術の習得に努めます。	児童福祉課 及び関連部署

基本施策 8 地域で支え合う福祉のまちづくり

施策の方向 1 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者や障害のある人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、市民との協働による地域福祉を推進するとともに、性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが地域活動に主体的に参画できる環境づくりを推進します。また、性的マイノリティ（性的少数者）についての理解を深め、多様性を認め合う社会の実現を目指します。

取組名	取組内容	担当課
包括的な高齢者への支援	● 関係機関との連携による高齢者の支援を推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営に努めます。また、家族介護者の支援を行います。	高齢者福祉課
交流できる場の充実	● 高齢者が交流できるサロンの充実を図るとともに、声掛けの推進により、更なる参加を促進します。	高齢者福祉課
障害者福祉の推進	● 障害福祉サービスや地域生活支援事業等に取り組むとともに、障害者に対する虐待の防止、権利擁護の推進など、幅広い障害者福祉サービス等の提供に努めます。	社会福祉課
多文化共生のまちづくりの推進	● 国際交流活動に取り組むとともに、外国の文化や社会に理解のある人材育成を図り、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。	市民生活課
多様性を認め合う意識の醸成	● 市の広報紙やホームページを活用して「L G B T（Q+）」など性的マイノリティ（性的少数者）の社会的課題や多様な情報の取り扱いについて考える機会を設け、お互いの性を尊重する意識づくりに努めます。 ● 性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できるように、パートナーシップ宣誓制度について検討します。	市民生活課

施策の方向 2 地域福祉の推進と生活支援の充実

ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
生活上の困難に直面する人への支援	● 庄原市社会福祉協議会と緊密に連携し、ひとり親家庭や生活困窮者等、生活上の困難に直面している人の相談や自立に向けた生活支援等、相談支援の充実を図ります。	社会福祉課
高齢者等を守る活動の充実	● ひとり暮らし高齢者等巡回相談員を配置し、安否確認や高齢者からの相談等への支援を実施するとともに、地域ケア会議やワーキング会議を開催し、課題解決に向けて高齢者を支援します。	高齢者福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	● 家庭相談員を配置し、要保護児童等への相談支援を行うとともに、市のホームページ等を活用して、支援制度などについて周知を図り、一人一人の状況に応じた支援に努めます。	児童福祉課
支え合う関係づくり	● 地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域住民が抱える生活課題の解決に向けて、地域福祉活動の充実を図ります。 ● 地域の人が集まれる場をつくるなど、地域内で相談しやすい環境を整備します。	社会福祉課

基本施策 9 生涯にわたる健康づくり

施策の方向 1 妊娠から子育て期までの切れ目ない支援の充実

妊娠から出産、子育てまで切れ目のない母子保健の充実に取り組み、安心して出産、子育てができるよう支援します。

取組名	取組内容	担当課
妊娠期から子育て期までの支援	● 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産、子育て期まで、助産師・保健師・保育士・社会福祉士の専門職による、切れ目のない充実した支援を行います。	保健医療課 児童福祉課
母子の健康増進	● 安心して出産、子育てができるよう、妊産婦健診や乳幼児健診、相談や指導等の充実を図るとともに、関係機関と連携した支援を行います。	保健医療課
不妊治療などの支援	● 不妊等に悩む人の男性不妊治療や不妊検査、一般不妊治療の支援を実施します。また、子育て家庭における医療費等を支援し、子育てしやすい環境づくりに努めます。	保健医療課

施策の方向 2 生涯にわたる健康づくりへの支援

誰もが生涯にわたって健康で心豊かに暮らせるよう、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期から高齢期に至るまで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりへの支援を推進します。

取組名	取組内容	担当課
生涯にわたる健康づくりの推進	● 「庄原市健康づくり計画」に基づき、様々な機会を通じて、生活習慣病予防や心身の健康づくり、食育活動等の普及や啓発を進めるとともに、健康診査やがん検診の受診率の向上、女性のがん検診を受けやすい環境の充実などに努めます。 ● HIVや性感染症、たばこやアルコールなどに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。 ● 自宅訪問等を通じて、体力的に外出することが難しい高齢者の心身の健康づくりを支援します。	保健医療課 高齢者福祉課

取組名	取組内容	担当課
健康教育・性教育の実施	● 児童・生徒が自分自身を理解し、他者を尊重する意識の醸成に向けて、発達段階に応じた健康教育や性教育を実施します。	教育指導課 保健医療課
誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及	● スポーツ推進委員と連携し、障害者スポーツやニュースポーツ、軽スポーツ等の体験会を各地で実施し、誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に努めます。	生涯学習課

評価指標

評価指標は、現計画の指標を継続するとともに、国の5次基本計画及び県計画の成果目標等を勘案し、目標値及び指標を設定します。

【評価指標】 1-1-1 誰もが力を発揮できる環境づくり

	評価指標	現計画		実績値 令和3年度	後期計画	把握方法
		(現状値) 平成28年度	(目標値) 令和8年度		目標値 令和8年度	
1	「就職の機会や職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	26.6%	40%以上	19.1%	40%以上	市民アンケート

【評価指標】 1-2-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

2	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という用語の総合認知割合※1	66.0%	70%以上	63.2%	70%以上	市民アンケート
---	--	-------	-------	-------	-------	---------

※1 総合認知割合は、市民意識調査における「よく知っている」「内容を少しは知っている」「言葉は知っている」の合計

【評価指標】 1-3-1 企画・立案過程における女性活躍の推進

3	女性委員がいる審議会等の割合	85.2%	100%	85.0%	100%	市民生活課資料
4	審議会等委員に占める女性の割合※2	平均 30.4%	30%以上	30.5%	40%以上 参考：国計画 40%以上 60%未満	市民生活課資料
5	女性委員の割合が30%以上の審議会等の割合	54.1%	100%	50.0%	100%	市民生活課資料

※2 本市では、審議会等委員として、地方自治法202条の3、同180条の5、要綱等により設置された審議会・委員会等を含め、委員に占める女性の割合を算出し評価指数としている。

【評価指標】 2-4-1 男女共同参画に関する情報提供の充実と理解の促進

6	「男女共同参画社会」という用語の総合認知割合※1	80.1%	100%	78.3%	100%	市民アンケート
7	啓発事業※3の参加率 (参加者数/目標参加者数)	69.3%	70%以上	61.0% (令和2年度実績)	70%以上	市民生活課資料

※3 啓発事業は、男女共同参画に関する講演会、講座、映画上映会等

【評価指標】 2-4-2 家庭生活における男女共同参画の推進

8	「家庭生活」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	35.5%	40%以上	24.4%	40%以上	市民アンケート
---	--------------------------------	-------	-------	-------	-------	---------

【評価指標】 2-5-1 男女共同参画に関する情報提供の充実と理解の促進

	評価指標	現計画		実績値 令和3年度	後期計画	把握方法
		(現状値) 平成 28 年度	(目標値) 令和8年度		目標値 令和8年度	
9	「学校教育の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	40.9%	70%以上	30.9%	70%以上	市民アンケート

【評価指標】 2-6-1 地域活動における男女共同参画の推進

10	「自治振興区や自治会等の地域活動の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	35.6%	40%以上	15.6%	40%以上	市民アンケート
----	---	-------	-------	-------	-------	---------

【評価指標】 3-7-1 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

11	どんな時でも「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	58.2%	100%	71.1%	100%	市民アンケート
----	-----------------------------	-------	------	-------	------	---------

【参考指標】

12	市職員(全ての職種)における管理職(部課長級)に占める女性割合※4	12.3%	—	16.9%	22.0%	市民生活課資料
13	市職員(全ての職種)における監督職(係長級)に占める女性割合※4	33.0%	—	33.6%	40.0%	市民生活課資料
14	男性職員の育児休業取得率※5	0.0%	—	23.5%	30.0%	総務課資料
15	保育所の待機児童数	0 人	—	0 人	0 人	児童福祉課資料
16	デートDVに関する精神的暴力の認識率(高校生)	—	—	55.0%	75.0%以上	高校生アンケート

※4 現計画において、平成 28 年に設定した現状値を、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」と整合させるため変更して記載

※5 第2次庄原市特定事業主行動計画(後期: 令和2～6年度)実績値は令和2年度実績

第6章 プランの推進に当たって

【1】庁内の推進体制

1 庁内の推進体制の充実

本プランは、市政のあらゆる分野にわたる計画です。そのため、長期的な視点に立ち、プランを着実に推進していくために、全庁的な取組を行います。

庁内関係部局との連携を図り、定期的に進捗状況を点検しながら、関連施策を総合的に推進します。

2 国・県・関係機関・各種団体との連携

本プランを効果的・計画的に推進するため、国や県、他の自治体の情報を的確に把握するとともに、市民・企業・各種団体等との連携を図ります。

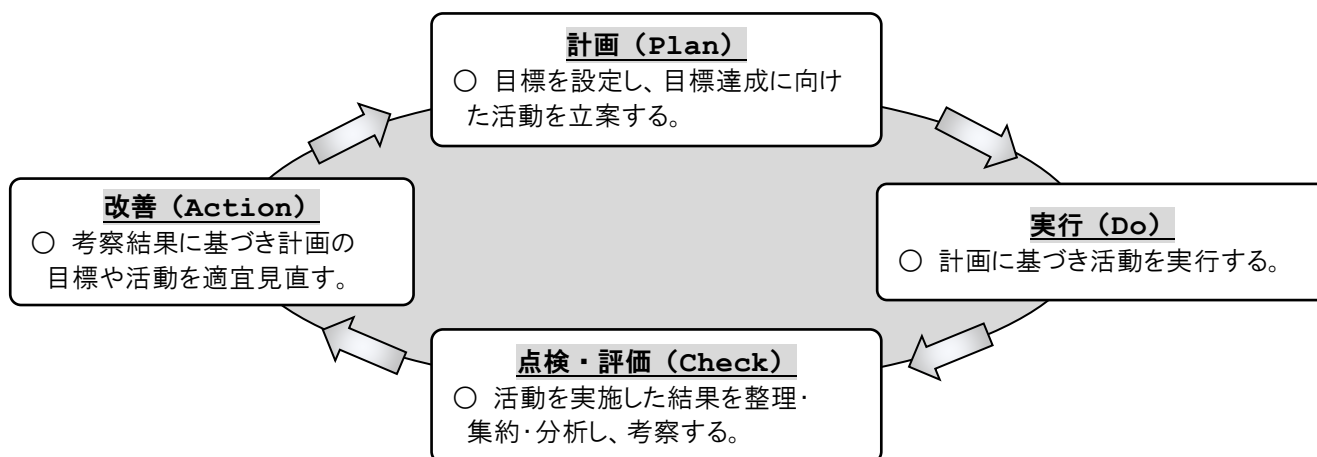
3 職員の理解促進

本プランの推進に当たっては、本市の職員が率先して計画を実践していくことが大切であり、全ての職員が男女共同参画の視点に立って職務を遂行できるよう、男女共同参画に関する研修の機会等を通じて、職員の意識の醸成を図ります。

4 計画の進行管理

本プランの施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図ります。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



【2】計画の周知と市民意見の適切な反映

1 計画の周知と理解促進

本プランの推進に当たっては、行政と市民や企業、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等を活用し、本プランに基づく取組の実施内容について、周知に努めます。また、あらゆる機会を捉えて関係団体や市民等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

2 男女共同参画の推進に関する委員会による検討

幅広い分野にわたる各施策を着実に推進するため、学識経験者や市民の代表で構成する「庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会」において、市民の意見の把握及び施策に反映させるための調査・研究・協議を行います。

資料編

1 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会設置要綱

平成 17 年 8 月 22 日告示第 217 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日告示第 51 号

平成 20 年 3 月 31 日告示第 64 号

平成 26 年 3 月 31 日告示第 62 号

平成 28 年 3 月 31 日告示第 42 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成に向け、庄原市男女共同参画に関するプラン（以下「プラン」という。）を策定するとともに、プランの効果的な推進を図るため、庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に提言を行う。

- (1) プランの策定に関し、必要な調査及び協議を行うこと。
- (2) プランの推進に関し、協議及び検討を行うこと。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権推進関係者
- (3) 女性団体関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 公共的団体の役員及び構成員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選により、これを定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活福祉部市民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第51号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第62号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第42号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会委員名簿（第8期）

任期:令和2年7月1日～令和4年6月30日

No.	氏名	分野	備考
1	坪田 雄二	学識経験を有する者	委員長
2	片島 直江	人権推進関係者	
3	友永 保子	女性団体関係者	
4	大田 由美	教育関係者	
5	桂藤 知穂	教育関係者	
6	池尻 裕子	福祉関係者	
7	吉原 市枝	公共的団体の役員及び構成員(農林業)	
8	福田 浩司	公共的団体の役員及び構成員(自治振興)	
9	森原 愛子	人権推進関係者	職務代理者
10	坂野 愛弓	その他市長が必要と認める者	
11	小田 恵子	女性団体関係者	
12	高橋 百合子	公共的団体の役員及び構成員(自治振興)	
13	山野邊 光代	公共的団体の役員及び構成員(商工業)	
14	松永 和子	元庄原農業協同組合 比和支所	
15	瀬羅 悦子	公共的団体の役員及び構成員(自治振興)	

3 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他

のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

- (1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者
(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和元年法律第 24 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(令元法24・一部改正)
(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法24・追加)
(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。
2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法24・追加)
(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。
(令元法24・追加)
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。
(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(令元法24・追加)
(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性

の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。(平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条繰下・一部改正)

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法24・旧第14条繰下)

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法 24・旧第 15 条繰下)

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法 24・旧第 16 条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法 24・旧第 17 条繰下・一部改正)

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法 24・旧第 18 条繰下)

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法 24・旧第 19 条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法 24・旧第 20 条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法 24・旧第 21 条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法 24・旧第 22 条繰下)

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法24・旧第23条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第24条繰下)

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法24・旧第25条繰下)

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法24・旧第26条繰下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法24・追加)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条繰下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条繰下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条繰下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条繰下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条繰下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条繰下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2) 及び (3) 略
- (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年法律第 31 号
最終改正 令和元年法律第 46 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- （1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- （2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- （3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- （2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- （3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本

計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害

を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害者を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1） 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2） 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

（1） 面会を要求すること。

（2） その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3） 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4） 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

（5） 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

（6） 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7） その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8） その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3

号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援

センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事

項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成16年法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則〔令和元年法律第46号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定（同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。）及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

第2次庄原市男女共同参画プラン 後期計画

発	行／令和4年4月
発	行 者／庄原市 生活福祉部 市民生活課
	〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1
	電 話（0824）73-1154
	FAX（0827）73-1247
	E-mail simin-seikatsu@city.shobara.lg.jp
